

この手引は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告を行う法人が使用する別表に対応しています。

## 平成26年版

# 連 結 確 定 申 告 書 地 方法 人 税 確 定 申 告 書 個 別 帰 屬 額 等 の 届 出 書 等 の 記 載 の 手 引



平成 26 年 12 月  
国 税 庁



詳しい情報は  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
をご覧ください。

## 目 次

I	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について	1
1	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限	1
2	時価評価法人等の申告書等用紙について	1
3	消費税及び地方消費税について	1
4	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙の送付について	2
5	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類	2
6	連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類	3
7	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について	4
II	個別帰属額等の届出書の提出について	6
1	個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限	6
2	個別帰属額等の届出書用紙の送付について	6
3	個別帰属額等の届出書の添付書類	6
4	連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類	7
5	個別帰属額等の届出書の編てつ順について	8
III	各表の記載の仕方	9
・	別表一の二(一)及び別表一の二(一)次葉「各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」	9
・	別表三の二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書	20
・	別表三の二付表「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」	23
・	別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」	27
・	別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」	29
・	別表五の二(一)「連結利益積立金額の計算に関する明細書」	36
・	別表五の二(一)付表一「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」	37
・	別表五の二(一)付表二「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」	48
・	別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	50
・	別表五の二(二)付表「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	51
・	別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」	56
・	別表六の二(二)「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」	60
・	別表六の二(二)付表「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」	62

・ 別表七の二「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」	64
・ 別表七の二付表一「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」	67
・ 別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」	69
・ 別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」	71
・ 別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」	77
・ 別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」	80
・ 別表十八の二「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」	82
・ 別表十八の二付表一「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」	83
・ 別表十八の二付表二「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書」	84
・ 別表十八の二付表三「合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書」	85
IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの	86
・ 別表二「同族会社等の判定に関する明細書」	86
・ 別表五(一)付表「種類資本金額の計算に関する明細書」	86
・ 別表十一(一)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	86
・ 別表十一(一の二)「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	87
・ 別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	87
・ 別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	88
・ 別表十六(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	88
・ 別表十六(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	89
・ 別表十六(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	90
・ 別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」	90
V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方	91
・ 個別帰属額等の一覧表	91
・ 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分	93
・ 各連結事業年度の連結復興特別法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	98
・ 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	99
VI 参考	101

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法（昭40法律第34号）
令	法人税法施行令（昭40政令第97号）
規則	法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
措置法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令（平24政令第16号）
新信託法	信託法（平18法律第108号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平23法律第70号）

(注) この手引は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告を行う連結法人が使用する別表に対応しています。

なお、平成 26 年 10 月 1 日前に開始した連結事業年度分の法人税の申告を行う連結法人については、「平成 26 年版 連結確定申告書・個別帰属額等の届出書等の記載の手引」をご参照ください。

# I 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

## 1 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出しなければならないこととされています(法81の22、地方法人税法19①)。

なお、次に掲げる場合には、提出期限の延長の特例を申請することにより、連結確定申告書の提出期限を2月間延長することができます(法81の24)。この場合、地方法人税確定申告書の提出期限についても、その延長された提出期限となります(地方法人税法19⑤)。

① 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合

② 連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合ただし、特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間まで延長することができます。

(注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります。

2 1の申請書は、法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

## 2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例(法4の3⑥)による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

## 3 消費税及び地方消費税について

(1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため(消費税法19①二、地方税法72の78③)、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。

(注) 法人税について連結確定申告書の提出期限の延長を認められている場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことに御注意ください。

(2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人又は連結子法人のいずれであるかにかかわりなく、課

税事業者に該当する法人に送付しています。

#### 4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙の送付について

次に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙は、それぞれ次に掲げるものを、連結親法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付しています。

(1) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書

- ① 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表一の二及び別表一の二次葉
- ② 連結申告書別表セット（別表二から別表十六(ハ)までの別表のうち主要なもの）

(2) 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

- ① 個別帰属額等の一覧表
- ② 個別帰属額の届出書（連結親法人分）
- ③ 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(ハ)までの別表のうち主要なもの）（連結親法人分）

(3) 勘定科目内訳明細書（連結親法人分）

- ・ 勘定科目内訳明細書セット

申告に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」に○をしてください。

#### 5 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書（特別償却限度額の計算に関する付表）及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類（以下「明細書・証明書等」といいます。）

## 6 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類は、各連結法人ごとに作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付に際しては、各連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください（「7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。）。

- (1) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成に当たっては、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

- (2) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。なお、連結子法人分については、添付を省略することができます。

また、連結親法人分の作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額11」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

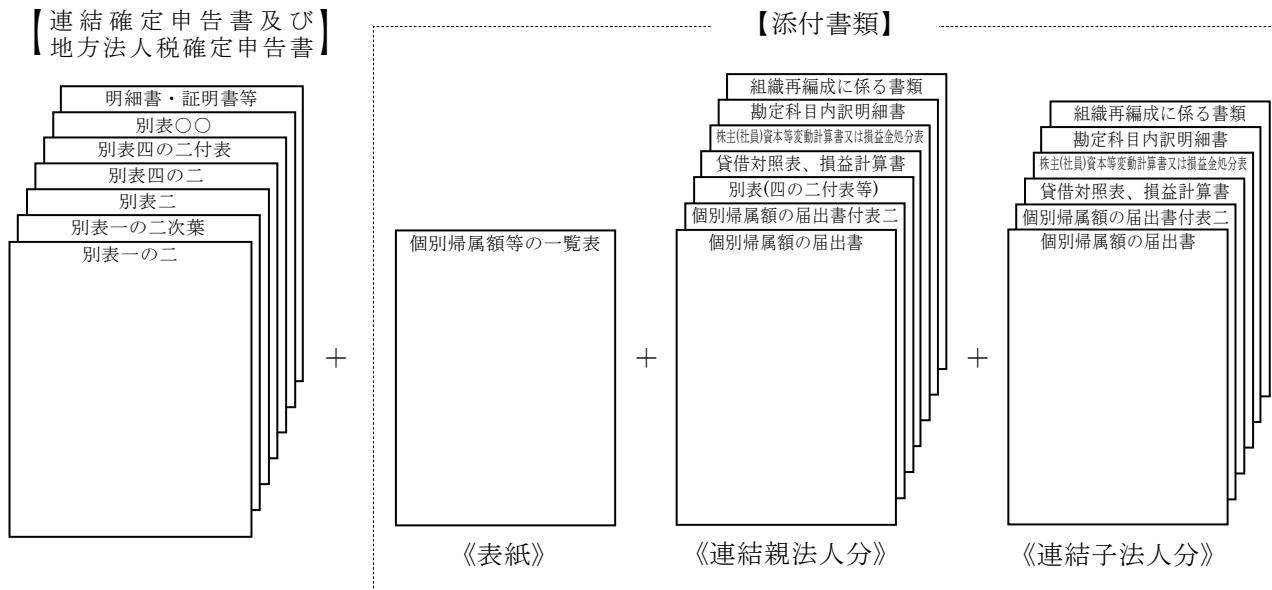
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

## 7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに次の順に並べた上で、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付して提出してください。

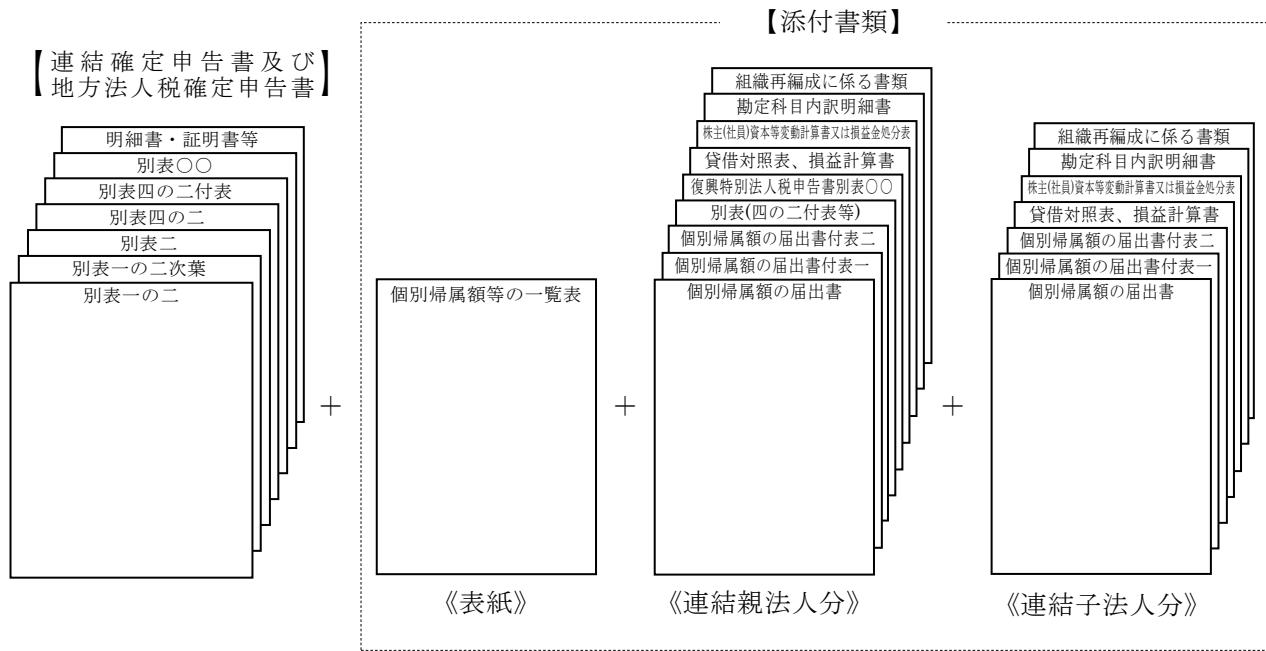


(注) 1 添付書類の連結子法人分については、各連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。

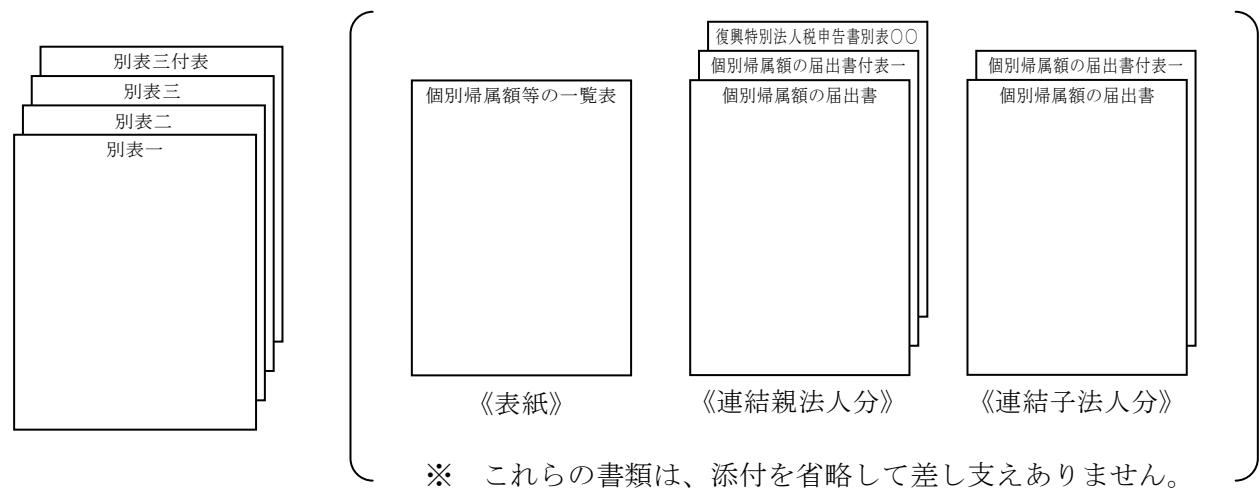
2 上図では、連結子法人分の連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）の添付を省略しています（6(2)を参照してください。）。

なお、当該連結事業年度が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「個別帰属額等の一覧表」に復興特別法人税の個別帰属額を記載していただくとともに、上記添付書類のほかに、個別帰属額の届出書付表一（連結親法人分及び連結子法人分）及び復興特別法人税申告書別表（連結親法人分）を添付していただくようお願いします。この場合の添付書類の編てつ順は下図のとおりです。

この場合には、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、復興特別法人税申告書には、重ねてこれらの書類を添付していただかなくても差し支えありません。



### 【復興特別法人税申告書】



## II 個別帰属額等の届出書の提出について

### 1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）を提出しなければならないこととされています（法81の25）。

### 2 個別帰属額等の届出書用紙の送付について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人宛に次に掲げるものを送付しています。

- ① 個別帰属額の届出書
- ② 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(八)までの別表のうち主要なもの）  
届出に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」に○をしてください。

（注）連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）については、その送付先として連結親法人の納税地を登録することにより、連結子法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付することができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署長に異動届出書（連絡先の登録）を提出してください。

### 3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

（注）I 5に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類のうち⑧の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6 第1項第8号（外国税額控除を受けるための書類）の書類のうち連結子法人に係るものは、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表六の二(二)にその旨を記載してください。

## 4 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I 6(2)と異なりますので御注意ください。

また、作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額11」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

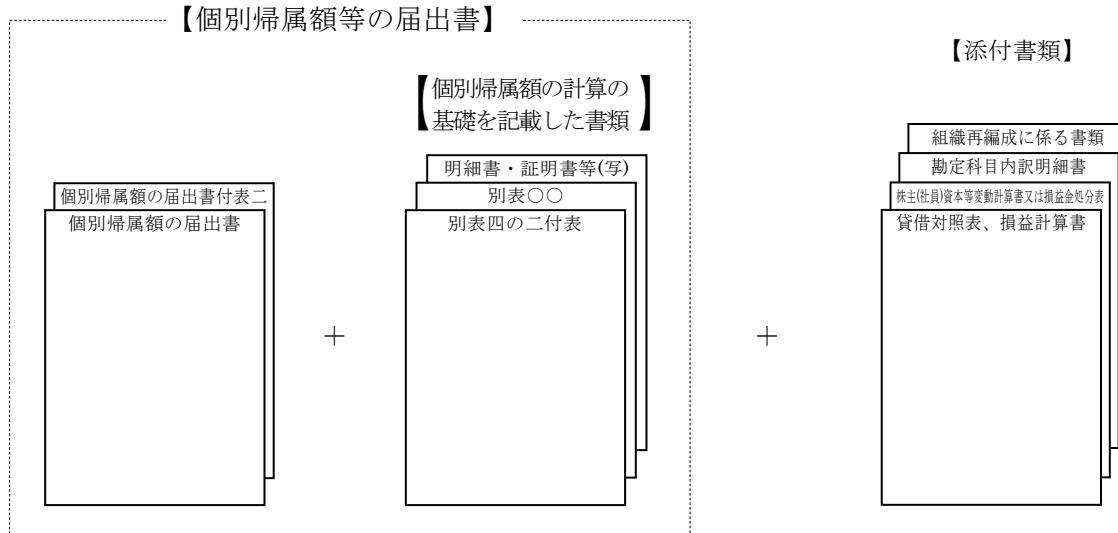
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

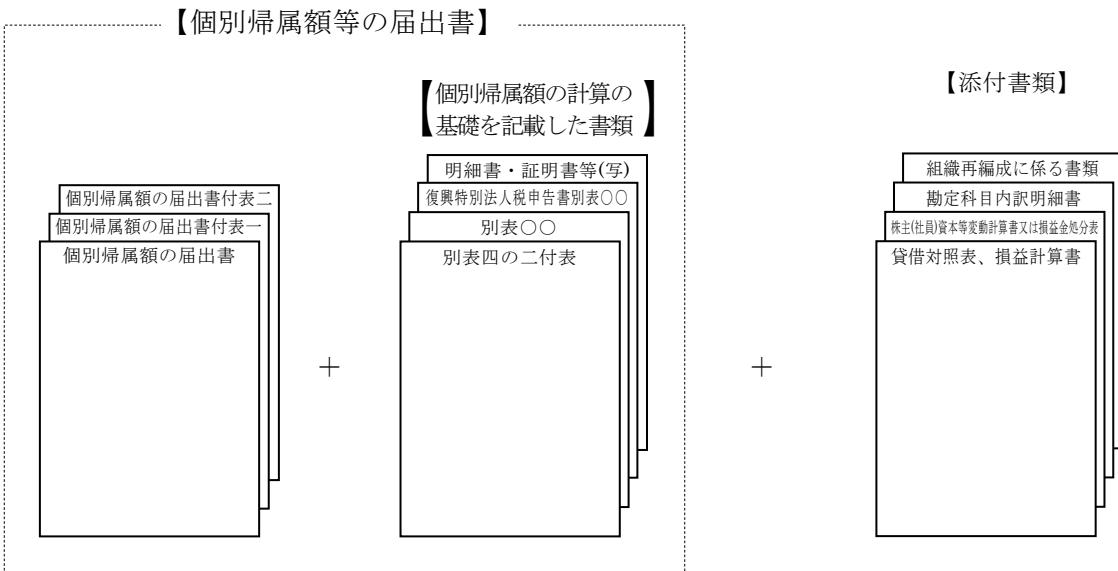
## 5 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の順に並べた上で提出してください。



なお、連結親法人の当該連結事業年度が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合には、これらの書類のほかに、個別帰属額の届出書付表一及び復興特別法人税申告書別表を、それぞれ提出する必要があります。この場合の書類の編てつ順は下図のとおりです。

この場合には、復興特別法人税申告書別表については、写しを使用することとして差し支えありませんが、提出を省略することはできませんので御注意ください。



### III 各表の記載の仕方

#### 別表一の二(一)及び別表一の二(一)次葉

#### 「各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」

##### 1 この表の用途

この表は、普通法人である連結親法人が、法人税について連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合及び地方法人税について確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第68条の100第1項（（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例））に係る同法第67条の2第1項（（特定の医療法人の法人税率の特例））の規定により承認を受けた医療法人である連結親法人が、法人税について連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合及び地方法人税について確定申告又は仮決算による中間申告をする場合には、別表一の二(三)及び別表一の二(三)次葉の申告書を使用してください。

##### 2 各欄の記載要領

###### (1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である連結親法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>② 法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）</p> <p>③ 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>(2) 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	
「同非区分」	別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	

欄	記載要領	注意事項
「旧納税地及び旧法人名等」	<p>当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人(連結親法人であった法人)の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名(被合併法人名)を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。</p>	
「※税務署処理欄」	<p>原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」における「売上金額」の金額を移記してください。</p>	<p>税務署における事務の効率化につながることから、売上金額の記載をお願いしています。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 翌年以降送付要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙(別表一の二、別表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書(又は会社事業概況書)をいいます。)の送付が不要な場合は、「否」に○をします。 「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」に○をしてください。</p>	<p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、「要」に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。 別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 申告書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 適用額明細書提出の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項(適用額明細書の提出義務)に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」に○をしてください。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」に○をしてください。</p>	<p>適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があつても虚偽の記載があつた場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないとされています。 そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があつた場合には、できるだけ速やかに、適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。 なお、国税庁ホームページ</p>

欄	記載要領	注意事項
		ジに「適用額明細書の記載の手引」を掲載していますので、ご覧ください。
税理士法第30条の書面提出有(有)税理士法第33条の2の書面提出有(有)	税理士法第30条(税務代理の権限の明示)又は第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。	
「連結事業年度分の法人税申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。	この申告が連結中間申告書である場合には、更に、 〔連結中間申告の 平成 年 月 日〕 〔場合の計算期間 平成 年 月 日〕 にその計算期間を記載してください。
「課税事業年度分の地方法人税申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。	
法人 税額の計算	<p>「法人税額の特別控除額3」</p> <p>別表六の二(三)の「24」+別表六の二(四)の「13」+別表六の二(五)の「21」+別表六の二(七)の「37」+別表六の二(八)の「37」+別表六の二(九)の「52」+別表六の二(十)の「42」+別表六の二(十一)の「42」+別表六の二(十二)の「38」+別表六の二(十三)の「38」+別表六の二(十四)の「22」+別表六の二(十五)の「17」+別表六の二(十六)の「37」+別表六の二(十七)の「18」+別表六の二(十八)の「22」+別表六の二(十九)の「42」+別表六の二(二十)の「19」により計算した金額を記載します。</p> <p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額5」</p> <p>次により記載します。            (1) 別表六(十五)「31」の金額を記載します。            (2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載します。            ① 措置法第68条の9第11項(連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額)(平成25年改正法附則第75条(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第68条の9の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)</p>	

欄	記載要領	注意事項
法人税額の計算	<p>② 措置法第68条の10第5項((連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額))</p> <p>③ 措置法第68条の11第12項((連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額))</p> <p>④ 措置法第68条の13第4項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額))</p> <p>⑤ 措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑥ 措置法第68条の15第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑦ 措置法第68条の15の4第5項((連結納税の承認を取り消された場合の特定中小連結法人の経営改善設備に係る法人税額))</p> <p>⑧ 平成24年改正法附則第33条第1項((沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額))</p> <p>⑨ 平成23年12月改正法附則第72条((連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の10第5項((連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額))</p> <p>⑩ 平成23年12月改正前の措置法第68条の12第7項((連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額))</p> <p>⑪ 平成22年改正法附則第110条((連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法第68条の15第5項((連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額))</p>	
「法人税額計10」	措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。	この場合、「控除税額12」及び「差引連結所得に対する法人税額13」の記載に当たっては、この

欄		記載要領	注意事項
法人税額の計算			外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「差引連結所得に対する法人税額13」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「連結中間申告分の法人税額14」	この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定法人税額 (13)-(14) 連結中間申告の場合は その税額とし、マイナスの場合は、 (25)へ記入 15」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額25」に記載します。	
	「所得税額等の還付金額24」から「計27」まで	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額26」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額」をこの欄の外書に移記します。	措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人について解散（適格合併による解散を除きます。）、更生手続の開始などの特別の事実があるときを除き、法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。
			措置法第68条の98第

欄		記載要領	注意事項
法人			1項各号に掲げる連結親法人（当期末において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）など）にあっては、上記のような特別の事実に關係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。
税額の計算	「(1)の金額又は800万円 × — 12 相当額のうち少ない金額48」から「連結所得金額50」までの各欄	<p>当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の連結親法人又は資本若しくは出資を有しない連結親法人の場合に記載します。</p> <p>ただし、連結親法人が当期末において次に掲げる法人に該当する場合には、「その他の法人の場合51」に記載します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（この表の上段の「非中小法人」を○で囲んで表示した法人がこれらに該当します。）</p> <p>イ 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</li> <li>② 受託法人</li> <li>③ 相互会社（外国相互会社を含みます。）</li> </ul> <p>ロ 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p> <p>(2) 受託法人</p> <p>(3) 相互会社</p>	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結親法人の場合には、「その他の法人の場合51」に記載し、この欄には記載しないでください。
算	「(1)の金額又は800万円 × — 12 相当額のうち少ない金額48」	<p>分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	

欄	記載要領	注意事項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額39」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。
	「差引地方法人税額40」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。
	「中間申告分の地方法人税額41」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定地方法人税額とし、マイナスの場合(40)-(41)記入」 〔42〕	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額43」に記載します。
	「この申告による還付金額43」	この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。 また、この欄の外書には、「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額26」の外書に記載した金額がある場合において、地方法人税法第23条第1項(「欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付」)に規定する確定地方法人税額があるとき、「26」の金額に4.4%を乗じた金額を記載します。
	「連結所得の金額に対する法人税額56」及び「課税連結留保金額に対する法人税額57」	「連結所得の金額に対する法人税額32」及び「課税連結留保金額に対する法人税額33」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。
	「還付を受けようとする金融機関等」	「計27」及び「この申告による還付金額43」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。
		連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

## (2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記載要領	注意事項											
「連結事業年度分の法人税申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「連結事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。											
「課税事業年度分の地方法人税申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。												
法人税額の計算	「連結中間申告分の法人税額14」	この申告前の連結確定申告等において法人税の連結中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。											
	「所得税額等の還付金額24」又は「連結中間納付額25」	既に還付を受けているかどうかに關係なく記載します。											
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額26」	<p>(例)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>既に還付を受けた金額</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>同上の還付加算金</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>修正申告による還付金額</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>還付を受けるべき金額に対応する還付加算金</td> <td><math>30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円} = 18,000円</math></td> </tr> <tr> <td>この欄に記載する金額</td> <td>300,000円 + 18,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>= 318,000円</td> </tr> </table>	既に還付を受けた金額	500,000円	同上の還付加算金	30,000円	修正申告による還付金額	300,000円	還付を受けるべき金額に対応する還付加算金	$30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円} = 18,000円$	この欄に記載する金額	300,000円 + 18,000円	
既に還付を受けた金額	500,000円												
同上の還付加算金	30,000円												
修正申告による還付金額	300,000円												
還付を受けるべき金額に対応する還付加算金	$30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円} = 18,000円$												
この欄に記載する金額	300,000円 + 18,000円												
	= 318,000円												
「法人税額63」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。												
「還付金額64」	この申告前の申告書の「24」及び「25」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに連結中間申告分の												

欄		記載要領	注意事項															
法人税額の計算	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額65」	<p>法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。</p> <p>「15」、「27」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。</p> <p>(1) 「15」と「63」とがある場合には、「15」の金額から「63」の金額を控除した金額  (2) 「15」と「64」の本書とがある場合には、「15」の金額と「64」の本書の金額との合計額  (3) 「27」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「27」の本書の金額を控除した金額</p>																
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額26」、「計27」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額29」、「還付金額64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額65」の外書	<p>各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。</p> <p>(1) 「26」及び「27」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。  (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。  (3) 「29」及び「65」には、「64」の外書の金額から「27」の外書の金額を控除した金額を外書きします。</p>																
地方法人税額の計算	「中間申告分の地方法人税額41」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。																
	「この申告による還付金額43」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。															
	「この申告による還付金額43」の外書	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	<p>(例)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>既に還付を受けた金額</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>同上の還付加算金</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>修正申告による還付金額</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>還付を受けるべき金額</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>対応する還付加算金</td><td><math>3,000 \text{円} \times \frac{30,000 \text{円}}{50,000 \text{円}}</math></td></tr> <tr><td></td><td>= 1,800円</td></tr> <tr><td>この欄に記載する金額</td><td>30,000円 + 1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>= 31,800円</td></tr> </table>	既に還付を受けた金額	50,000円	同上の還付加算金	3,000円	修正申告による還付金額	30,000円	還付を受けるべき金額	30,000円	対応する還付加算金	$3,000 \text{円} \times \frac{30,000 \text{円}}{50,000 \text{円}}$		= 1,800円	この欄に記載する金額	30,000円 + 1,800円	
既に還付を受けた金額	50,000円																	
同上の還付加算金	3,000円																	
修正申告による還付金額	30,000円																	
還付を受けるべき金額	30,000円																	
対応する還付加算金	$3,000 \text{円} \times \frac{30,000 \text{円}}{50,000 \text{円}}$																	
	= 1,800円																	
この欄に記載する金額	30,000円 + 1,800円																	
	= 31,800円																	

欄	記載要領	注意事項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「確定地方法人税額71」	この申告前の申告書の「42」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。
	「中間還付額72」	この申告前の申告書の「43」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。
	「欠損金の繰戻しによる 還付金額73」	<p>地方法人税法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。</p> <p>なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。</p>
	「この申告により納付すべき地方法人税額 $(42 - 71)$ 若しくは $((42 + 72) + 73)$ 又は $((72 - 43) + (73 - (43\text{の外書}))$ 74」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しないでください。</p> <p>(1) 「42」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合</p> <p>イ 「71」に記載がある場合  <math display="block">(42 - 71) \text{ 若しくは } ((42 + 72) + 73) \text{ 又は } ((72 - 43) + (73 - (43\text{の外書})))</math></p> <p>ロ 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合  <math display="block">(42 - 71) \text{ 若しくは } ((42 + 72) + 73) \text{ 又は } ((72 - 43) + (73 - (43\text{の外書})))</math></p> <p>(2) 「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合  <math display="block">(42 - 71) \text{ 若しくは } ((42 + 72) + 73) \text{ 又は } ((72 - 43) + (73 - (43\text{の外書})))</math></p>

**[留意事項]**

**(1) 完全支配関係の系統図の添付**

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6(定義)に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください。

**(2) 法人課税信託の名称の併記**

法第2条第29号の2(定義)に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、法人課税信託の名称の併記をする場合には、法人課税信託の名称を最上段に、その法人課税信託の受託者の法人名を下段に記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日(平成19年9月30日)以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従前どおりとされています(平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8)。

(新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項(新法の適用等)の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。)

## 別表三の二

### 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が、法第81条の13第1項((連結特定同族会社の特別税率))の規定により法人税を課される連結留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

なお、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡損失額（法81の13②）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第155条の24((連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額)の配当等の額に係る金額を除きます。)（法81の13②）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法81の13②）
- ④ 受贈益の益金不算入額（法81の13②）
- ⑤ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。）の益金不算入額（法81の13②）
- ⑥ 繰越連結欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑦ 被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑧ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑨ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法68の62④）
- ⑩ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額（措置法68の62の2⑥）
- ⑪ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（措置法68の63⑦）
- ⑫ 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額（措置法68の63の2⑦）
- ⑬ 認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額（措置法68の63の3⑥）
- ⑭ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の73⑨）
- ⑮ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の74⑥、68の75④、68の76③、68の76の2⑤）
- ⑯ 連結超過利子額の損金算入額（措置法令39の113の3⑫）
- ⑰ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法68の92⑯、⑰、68の93の4⑬、⑭）
- ⑱ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（措置法68の101⑥）
- ⑲ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される連結所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7②）

## 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結留保所得金額1」	別表四の二「56の②」の金額を記載します。 なお、法第81条の3第1項（法第62条の5第4項（適格現物分配に係る益金不算入額）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用がある場合には、別表四の二「10」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合、「8」の記載に当たっては、この内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額6」	別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」+復興特別法人税申告書別表一の「4」により計算した金額を記載します。	別表一の二(一)の「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」により計算した金額がマイナスになる場合には、その金額を0とし、別表一の二(一)の「35」-「38」-「39」により計算した金額がマイナスとなる場合には、その金額を0として計算した金額を記載します。
「適格合併等により増加した連結利益積立金額12」	適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額13」	適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額15」	この金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額10」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「10」の金額が25,000,000円、「14」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「15」に記載します。
「定額基準額2,000万円× — <sub>12</sub> 16」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「課税連結留保金額」の「41」及び「42」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
<p>「年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額((40)-(41))又は(1億円×<math>\frac{1}{12}</math>-41)のいずれか少ない金額42」</p>	<p>「課税連結留保金額40」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額を記載します。</p> <p>この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額40」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	

### 3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2

## 別表三の二付表

### 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結法人間配当等の当期支払額2」	その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第155条の23第1項(連結留保金額から控除する金額等)に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額3」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）5」	剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了日の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。）により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額6」	次の(1)から(3)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書—「個別控除税額11」-「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額	

欄	記載要領	注意事項
	<p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額</p> <p>(3) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「連結復興特別法人税個別帰属額38」にマイナス(△)の金額の記載がある場合のその金額</p>	
<p>「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額7」</p>	<p>次の(1)から(3)の金額の合計額を記載します。</p> <p>(1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(3) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「連結復興特別法人税個別帰属額38」にプラスの金額の記載がある場合のその金額</p>	
<p>「別表一の二(=)「5」＋「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額8」</p>	<p>措置法第68条の9第11項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（平成25年改正法附則第75条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものと</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>される平成25年改正前の措置法第68条の9の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。)、第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)又は第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がある場合には、次の規定に該当する場合の区分に応じ、それぞれ次により計算します。</p> <p>(1) 措置法第68条の9第11項……別表一の二(一)「5」の金額から同条第1項から第3項まで又は同法第68条の9の2第1項の規定により読み替えられた同法第68条の9第1項から第3項までの規定に係る部分の金額を控除して計算します。</p> <p>(2) 措置法第68条の14第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算します。</p> <p>(3) 措置法第68条の15第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算します。</p>	
<p>「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額9」</p>	<p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。</p>	
<p>「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額10」</p>	<p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がマイナス(△)である場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。</p>	
<p>「住民税額13」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人が措置法第68条の9第6項に規定する中小連結親法人に該当する場合          ((「8」又は「12」のいづれか多い金額)  <math>\times 16.3\%</math>)</p> <p>(2) (1)以外の場合          ((「8」又は「11」のいづれか多い金額)  <math>\times 16.3\%</math>)</p>	
<p>「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額18」</p>	<p>適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連</p>	

欄	記載要領	注意事項
	結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額19」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額21」	<p>この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。</p> <p>なお、「期末連結個別利益積立金額20」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額16」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。</p>	例えば、「16」の金額が25,000,000円、「20」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「21」に記載します。
「基準個別留保金額51」	<p>「(14) - (24、50又は0)」は、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「15」の金額が最も多い場合  <math>(14) - (24, \cancel{50} \text{又は } 0)</math></p> <p>(2) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「16」の金額が最も多い場合  <math>(14) - (\cancel{24}, 50 \text{又は } 0)</math></p> <p>(3) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「38」の金額が最も多い場合  <math>(14) - (\cancel{24}, \cancel{50} \text{又は } 0)</math></p>	
「連結個別留保税額の計算」の「52」及び「53」	「 $\frac{\text{ }}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

### 3 根拠条文

法 81 の 18①一、令 155 の 43

## 別表四の二

### 「連結所得の金額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保所得金額を計算するために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「当期利益又は当期欠損の額の合計額①」	各連結法人の別表四の二付表の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をこの明細書の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄にそれぞれ合計して記載します。	
「加算」の「減価償却の償却超過額②」から「減算」の「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等⑥」までの各欄	原則として、「当期利益又は当期欠損の額の合計額①」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の記載に準じます。	「加算」の「4」及び「減算」の「11」の空欄に記載すべき事項が多い場合には、各連結法人ごとに集計した金額を記載することとしても差し支えありません。
「仮計④」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表四の二付表の「37」に別表十二の「7」の記載又は別表四の二付表の「38」に別表十三の「7」の記載があり、別表四の二付表の「42」に別表十五の「20」の記載がある場合 $(34)+(35)+(36)-(37)-(38)+(39)+(40)+(41)-(42)$ (2) 別表四の二付表の「37」に別表十二の「7」の記載又は別表四の二付表の「38」に別表十三の「7」の記載があり、別表四の二付表の「42」に別表十五の「21」又は「23」の記載がある場合 $(34)+(35)+(36)-(37)-(38)+(39)+(40)+(41)+(42)$ (3) 别表四の二付表の「37」に別表十二の「9」の記載又は別表四の二付表の「38」に別表十三の「9」の記載があり、別表四の二付表の「42」に別表十五の「20」の記載がある場合 $(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)-(42)$ (4) 别表四の二付表の「37」に別表十二の「9」の記載又は別表四の二付表の「38」に別表十三の「9」の記載があり、別表四の二付表の「42」に別表十五の「21」又は「23」の記載がある場合 $(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)$	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額又は連結欠損金額56」		<p>(1) この明細書の「56」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額は、各連結法人の別表四の二付表の「56」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をそれぞれ合計した金額と符合することになります。</p> <p>(2) 「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。</p>

## 別表四の二付表

### 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「留保②」及び「社外流出③」	(1) 「留保②」には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。 (注) 「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。 (2) 「配当」は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条の2第1項第6号(《連結利益積立金額》)に規定する合計額並びに当期の同項第7号の規定により令第9条第1項第11号及び第12号(《利益積立金額》)の規定に準じて計算される金額の合計額を記載します。	
「役員給与の損金不算入額③」	法第81条の3第1項(《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》)(法第34条の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない金額を記載してください。	
「加算」の「④」	(1) 連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び連結法人が収益として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」

欄	記載要領	注意事項
	<p>に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 次の場合には、それぞれ次により記載します。</p> <p>① 措置法第68条の57第1項(「関西国際空港用地整備準備金」)の適用を受ける場合には、損金経理(法第81条の20第1項第1号(「仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等」))に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。) の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>② 措置法第68条の57の2第1項(「中部国際空港整備準備金」)の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>③ 措置法第68条の64第1項(「農業経営基盤強化準備金」)の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>④ 措置法第68条の65第1項(「農用地等を取得した場合の課税の特例」)の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>⑤ 震災特例法第26条の3第1項(「連結法人の再投資等準備金」)の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(注) 「平成26年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の23ページに、「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。</p> <p>(3) 措置法第68条の90(「連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」)又は第68条の93の2(「特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」)の規定による益金算入額(別表十七(三)「35」)は、措置法令第39条の120第4項等の規定により連結利益積立金額に含まれないものとされますので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社</p>	<p>等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計5」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>

欄	記載要領	注意事項
	外流出③」(※印を付けます。)に記載します。	
「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額7」	法第81条の9第4項(連結欠損金の繰越し)の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。	
「受贈益の益金不算入額9」	法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第25条の2第1項(受贈益の益金不算入))に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「適格現物分配に係る益金不算入額10」	適格現物分配による資産の移転を受けたことによって生じた収益の額で、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第62条の5第4項(現物分配による資産の譲渡))に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「減算」の「11」	<p>(1) 連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入すべきもの及び収益として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の73の規定による収用換地等の場合の連結所得の特別控除額又は措置法第68条の74から第68条の76の2までの規定による特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(別表十の二(二)「18」、「31」、「34」、「37」又は「40」)は、措置法令第39条の101第6項等の規定により連結利益積立金額に含まれるものとされますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p> <p>(3) 当期の決算の確定の日までに剩余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入されるものは、「減算」の空欄に「剩余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保</p>	税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

欄	記載要領	注意事項
	<p>②」に記載します。</p> <p>なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>金（震災特例法26の3①）として積み立てたものについては、「50」から「54」までの各欄に記載することとなりますので、左記(3)による記載はしないでください。</p>
<p>「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）14」</p>	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期の連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税について費用又は損失として経理した場合……その経理した金額</p> <p>(2) 連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税又は法人税、地方法人税及び復興特別法人税について当期に納付した場合……別表五の二(二)付表の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額 ((1)の金額を除きます。)</p> <p>なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。</p>	<p>(1) その記載した金額のうち別表五の二(二)付表の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。</p> <p>(注) この仮払税金をその後の連結事業年度において消却した場合は、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。</p>
<p>「損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額15」</p>	<p>連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額について、その金額を記載します。</p>	<p>イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。</p>
<p>「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）の負担額16」</p>	<p>連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税に係る附帯税（利子税を除きます。）の負担額を記載します。</p>	<p>ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に同額を記載します。</p>
<p>「損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「6」、「7」、「中間9」及び「計16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。</p>	<p>(2) 別表五の二(二)付表の「損金経理による納付⑤」に外書の金額（過</p>
<p>「損金経理をした道府県民税利子割額18」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「利子割8」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした納税充当金19」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「損金経理をした納税充当金32」の金額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税20」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「加算税及び加算金25」から「過怠税28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。</p>	

欄	記載要領	注意事項
		誤納)がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額 22」	連結法人が収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額 23」	連結法人が収益として経理した連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の減少額として受け取る金額を記載します。	
「納税充当金から支出した事業税等の金額24」	別表五の二(二)付表の「事業税36」から「39」までの金額の合計額を記載します。	別表五の二(二)付表の「損金不算入のもの38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」	連結法人税、連結地方法人税、法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税、連結復興特別法人税及び復興特別法人税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がこれらを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。 なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等 26」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているといないとにかくわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (1) 所得税額及び復興特別所得税額の還付金額 並びに控除対象外国法人税額の還付金額 (2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額	前期分の申告において所得税額及び復興特別所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後、前期分の連結法人税及び連結復興特別法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額及び復興特別所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額及び復興特別

欄	記載要領	注意事項
	<p>(3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額</p> <p>(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額</p> <p>(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額及び復興特別所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額及び復興特別所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額及び復興特別所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。</p>
<b>「仮計43」</b>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。</p> <p>(1) 別表十(二)の「7」又は別表十(三)の「7」の記載があり、別表十五の「20」の記載がある場合  <math>(34)+(35)+(36)-(37)-(38)+(39)+(40)+(41)-(42)</math></p> <p>(2) 別表十(二)の「7」又は別表十(三)の「7」の記載があり、別表十五の「21」又は「23」の記載がある場合  <math>(34)+(35)+(36)-(37)-(38)+(39)+(40)+(41)+(42)</math></p> <p>(3) 別表十(二)の「9」又は別表十(三)の「9」の記載があり、別表十五の「20」の記載がある場合  <math>(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)-(42)</math></p> <p>(4) 別表十(二)の「9」又は別表十(三)の「9」の記載があり、別表十五の「21」又は「23」の記載がある場合  <math>(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)</math></p>	
<b>「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額45」</b>	<p>(1) 連結親法人事業年度開始の日の合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>ただし、合併（適格合併を除きます。）により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産（法第61条の13第1項に規定する譲渡損益調整資産をいいます。）の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときには、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>物分配を除きます。)により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	
<p>「残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額55」</p>	<p>当期が残余財産の確定の日の属する連結事業年度である場合に、法第81条の3第1項（法第62条の5第5項に係る部分に限ります。）の規定により損金の額に算入される事業税の額を記載します。</p> <p>なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。</p>	<p>平成22年9月30日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。</p>
<p>「個別所得金額又は個別欠損金額56」</p>		<p>「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。</p>

## 別表五の二(一)

### 「連結利益積立金額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の2及び令第9条の2(連結利益積立金額)に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「各連結法人の連結個別利益積立金額」の各欄	各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(付表一「19」)の金額をそれぞれ記載します。	
「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税（附帯税を除く。）16」	各連結法人の別表五の二(付表一)の「未払連結法人税個別帰属額、未払連結地方法人税個別帰属額及び未払連結復興特別法人税個別帰属額21」を合計した金額を記載します。	この欄の③には、連結親法人に係る別表五の二(付表の「中間3」の②及び「確定4」の②の金額を移記しないでください。

#### 3 根拠条文

法2十八の二、令9の2

## 別表五の二(一)付表一

### 「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」

#### 1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

##### (1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の3及び令第9条の3(連結個別利益積立金額)に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

##### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「 以下の空欄 積立金2」	(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。 (2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金額の計算を行う場合には、次によります。 イ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として帰せられる金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額をいいます。以下同じです。）、連結地方法人税個別帰属支払額（地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の地方法人税の負担額として帰せられる金額を支払うこととなる金額をいいます。以下同じです。）及び連結復興特別法人税個別帰属支払額（復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額を支払うこととなる金額をいいます。以下同じです。）を受け取ることとなる場合において、空欄に「未収連結法人税個別帰属支払額、未収連結地方法人税個別帰属支払額及び未収連結復興特別法人税個別帰属支払額」と記載し、その受け取ることとなる金額（各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額、未払連結地方法人税個別帰属額及び未払連結復	左記(2)イ及びロの「各連結法人」には、連結親法人が含まれます。

欄	記載要領	注意事項
	<p>興特別法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属支払額、連結地方法人税個別帰属支払額及び連結復興特別法人税個別帰属支払額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付さずに記載します。</p> <p>ロ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属受取額(法第81条の18第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として帰せられる金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額をいいます。以下同じです。)、連結地方法人税個別帰属受取額(地方法人税法第15条第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の地方法人税の減少額として帰せられる金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額をいいます。以下同じです。)及び連結復興特別法人税個別帰属受取額(復興財源確保法第52条第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の復興特別法人税の減少額として帰せられる金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額をいいます。以下同じです。)を支払うこととなる場合において、空欄に「未払連結法人税個別帰属受取額、未払連結地方法人税個別帰属受取額及び未払連結復興特別法人税個別帰属受取額」と記載し、その支払うこととなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額、未払連結地方法人税個別帰属額及び未払連結復興特別法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属受取額、連結地方法人税個別帰属受取額及び連結復興特別法人税個別帰属受取額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>ハ 連結親法人の別表五の二(二)付表の「確定4」の「期末現在未納税額⑥」の本書の金額につき、空欄に「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」と記載し、その金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(本書に△印の付された金額がある場合(すなわち、連結法人税及び連結地方法人税の中間分に未納税額がある場合)には、△印を付さずに記</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>載します。)。</p> <p>なお、同付表の「確定4」の「期末現在未納税額⑥」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>	
<b>「期首現在連結個別利益積立金額①」</b>	<p>原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の記載は必要ありません。</p>
<b>「当期の増減」</b>	<p>原則として、「減②」には別表四の二付表の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に同付表の「減算」に記載した「仮払税金(仮払連結法人税、仮払連結地方法人税、仮払連結復興特別法人税、仮払法人税、仮払地方法人税、仮払復興特別法人税、仮払道府県民税又は仮払市町村民税)」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、同付表と関係なく次によります。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、連結地方法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、連結復興特別法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、地方法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、復興特別法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税、連結地方法人税又は連結復興特別法人税にあっては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」と記載した欄の「減②」にその金額を△印をして、その他のものにあっては「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p>	<p>(1) 別表四の二付表の「加算」の「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)14」の「留保②」の金額のうち連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税(未納のものを除きます。)にあっては△印をして「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」と記載した欄の「減②」に、法人税、地方法人税及び復興特別法人税にあっては「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税22」の「減②」に記載します。</p> <p>また、同付表の「損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額15」の「留保②」の金額(未払のものを除きます。)</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、連結地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表の「中間3」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」と記載した欄の「増③」に、同付表の「中間9」及び「中間14」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表の「利子割8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」の「中間」に記載します。</p> <p>(4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載します。なお、この金額は「繰越損益金18」の「増③」の金額に含まれることになります。</p> <p>なお、この場合に会社法第445条第4項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p> <p>(5) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条の2第1項第1号ルに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(6) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号までの規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。</p> <p>(7) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「○○株式（寄附修正）」などと表示した上で、令第9条第1項第7号の規定に準じて計算した金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(8) 適格分割型分割により分割承継法人に移転</p>	<p>については「未払連結法人税個別帰属額、未払連結地方法人税個別帰属額及び未払連結復興特別法人税個別帰属額21」の「減②」に△印を付して、同付表の「損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」及び「損金経理をした道府県民税利子割額18」の「留保②」の金額については「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「減②」にそれぞれ記載します。</p> <p>なお、連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税並びに連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の当期発生額を損金の額又は益金の額に算入し、「未払金」又は「未収入金」等により経理した場合には、この明細書の「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未払金」又は「未収入金」等と記載の上、その欄の「増③」にその経理した金額を記載します（未収入金に相当する金額は△印を付します。）。</p> <p>(2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四の二付表において「減算」の「11」又は「50」から「54」</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>をした資産等がある場合には、令第9条第1項第10号の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。</p> <p>(9) 資本の払戻し等又は自己株式の取得等により払い戻した連結個別利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。</p> <p>(10) 減価償却資産につき減価償却超過額（法第31条第4項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	<p>までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四の二付表において「減算」の「11」又は「50」から「54」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します（その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。）。</p> <p>(3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金18」の「減②」の金額に含まれることになります。</p>
「繰越損益金18」	<p>「期首現在連結個別利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高（マイナスの場合は△印を付してください。）を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在連結個別利益積立金額①」を0とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。</p> <p>「増③」は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度（法第64条の4第1項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額25」の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「繰越損益金18」から減算して計算します。</p> <p>(1) 公益法人等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額</p> <p>(2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第64条の4第1項の規定の適用があったものを除きます。）その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額からその移行時において有する負債（その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額</p> <p>(3) 法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限ります。）により資産及び負債（法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。）の引継ぎを受けたこと（法第64条の4第2項の規定の適用があったものを除きます。）当該資産の令第123条の3第3項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継ぎ額等）に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第9条第1項第2号（利益積立金額）に掲げる金額の合計額を減算した金額</p> <p>(4) 法第64条の4第1項若しくは第2項の規定の適用があったこと（令第131条の5第1項第3号又は第4号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当するものに限ります。）又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと 当該連結事業年度終了の日における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額</p>	
<p>「未払連結法人税個別帰属額、未払連結地方法人税個別帰属額及び未払連結復興特別法人税個別帰属額21」</p>	<p>各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額、連結地方法人税個別帰属支払額又は連結地方法人税個別帰属受取額及び連結復興特別法人税個別帰属支払額又は連結復興特別法人税個別帰属受取額を「当期の増減」の「増③」の「確定」に記載します</p>	<p>連結法人税及び連結地方法人税の中間納付に係るものがある場合には、「当期の増減」の「増③」の「中間」に記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
	(連結法人税個別帰属支払額、連結地方法人税個別帰属支払額及び連結復興特別法人税個別帰属支払額については△印を付して記載します。)	
「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税(附帯税を除く。) 22」	所得に対する法人税（連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び連結特定同族会社の連結留保金額に対する法人税を含みます。）の本税、地方法人税の本税及び復興特別法人税の本税の額を記載します。	
「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「当期の増減」の「増③」の「確定」の各欄	別表五の二(2)付表の道府県民税又は市町村民税の額の「期末現在未納税額⑥」の「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五の二(2)付表の「期末現在未納税額⑥」の「10」及び「15」に外書（△印）の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「17」までの空欄に「未収還付道府県民税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます（連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額、未収連結地方法人税個別帰属支払額及び未収連結復興特別法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額、未払連結地方法人税個別帰属受取額及び未払連結復興特別法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符合となります。）。

なお、当期中の適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等、法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合及び適格分割型分割により分割承継法人に移転した資産等がある場合には、これらの金額が検算式と不符合となります。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{差引合計額「25」①}} + \boxed{\text{別表四の二付表留保総計「56」②}} \\
 & - \boxed{\text{中間分、確定分連結法人税個別帰属額・連結地方法人税個別帰属額・連結復興特別法人税個別帰属額・法人税・地方法人税・復興特別法人税・県市民税の合計額}} \\
 = & \boxed{\text{差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④}}
 \end{aligned}$$

### (3) 根拠条文

法2十八の三、令9の3

## 2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

### (1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の2及び令第8条の2(「連結個別資本金等の額」)に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「区分」の「28」及び「29」の空欄	「資本金又は出資金26」及び「資本準備金27」以外の連結個別資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在連結個別資本金等の額①」	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(一)の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	<p>(1) 令第8条第1項第1号から第12号までの規定に準じて計算した金額を「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 株式（出資を含みます。）の発行又は自己の株式の譲渡をした場合（令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。）に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額（法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時における資本金の額又は出資金の額）を減算した金額</p> <p>② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額（法第61条の2第13項に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額）並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>③ 取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。）についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額（新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額）に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハまでに掲げる連結法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額</p> <p>⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第5号に規定する金額）からその合併による増加資本金額等（同号に規定する金額）と同号イ又はロに規定する金額との合計額を減算した金額（被合併法人の全て又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0）</p> <p>⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第6号に規定する金額）からその分割型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）及び連結法人が有していたその分割型分割（無対価分割に該当する適格分割型分割に限ります。）に係る分割法人の株式に係る分割純資産対応帳簿価額（法第61条の2第4項に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第7号に規定する金額）からその分社型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額（令第8条第1項第8号に規定する金額）からその適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額</p> <p>⑨ 非適格現物出資（法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限ります。）により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその非適格現物出資の時の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>⑩ 株式交換（適格株式交換に該当しない無対価株式交換を除きます。）により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）からその株式交換による増加資本金額等（令第8条第1項第10号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑪ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）から株式移転の時の資本金の額等（令第8条第1項第11号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑫ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合（資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。）のその減少した金額に相当する金額</p> <p>(2) 令第8条第1項第13号から第19号までの規定に準じて計算した金額を△印を付して「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額</p> <p>② 資本又は出資を有する連結法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の連結個別資本金等の額（資本金の額又は出資金の額を除きます。）に相当する金額</p> <p>③ 分割法人の分割型分割の直前の連結個別資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額（令第8条第1項第15号に規定する金額）</p> <p>④ 資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第8条第1項第16号に規定する金額）</p> <p>⑤ 自己の株式の取得等をした場合（法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合）の取得資本金額（令第8条第1項第17号に規定する金額）</p> <p>⑥ 自己の株式の取得（適格合併又は適格分</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、上記⑤の自己株式の取得等及び法第61条の2第13項第1号から第3号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。)の対価の額に相当する金額(令第8条第1項第18号イ又はロに掲げる事由による取得にあってはこれらに定める金額)</p> <p>⑦ その連結法人(内国法人に限ります。)がみなし配当事由(法第61条の2第2項の規定の適用がある合併及び金銭等不交付分割型分割を除きます。以下⑦において同じです。)によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合又はみなし配当事由によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)において、そのみなし配当事由に係る剰余金の配当等とみなされる金額とそのみなし配当事由(その残余財産の分配を受けないことが確定したことを含みます。)に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額(譲渡原価の額)との合計額からその交付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格現物分配に係る資産にあっては、令第123条の6第1項の規定により資産の取得価額とされる金額)の合計額を減算した金額に相当する金額(そのみなし配当事由が合併(適格合併を除きます。)である場合のその合併法人にあっては、0)</p>	

### (3) 根拠条文

法2十七の二、令8の2

## 別表五の二(一)付表二

### 「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額又は当該事業年度末における利益積立金額のうち、令第9条第1項第6号((利益積立金額))に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの（修正未済額）を計算するために使用します。

(注) この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人名を記載するとともに、括弧の中に連結子法人名を記載します。 また、法第4条の5第1項又は第2項（同項第4号及び第5号に係る部分に限ります。）の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除きます。）の取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告をする場合には、その連結子法人名を記載します。	
「最終利益積立金額2」	令第9条第4項第1号ロ((利益積立金額))に規定する最終利益積立金額を記載します。	
「当期の修正額6」	その連結子法人の株主等である連結法人（その株主等であった連結法人を含みます。）において、その連結子法人の令第9条第3項第1号に掲げる金額につき同項の規定の適用を受けた金額を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「適格合併又は適格分割による調整額の計算」の各欄	<p>各欄共通</p> <p>次に掲げる場合に記載します。</p> <p>(1) 当期以前に自己を合併法人とする適格合併を行った場合</p> <p>(2) 当期以前に自己を分割法人又は分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合</p>	
「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額15」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「4」の金額</p> <p>(2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が作成するこの明細書の「16」の金額</p>	
「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額20」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「9」の金額</p> <p>(2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が作成するこの明細書の「21」の金額</p>	

### 3 根拠条文

法2十八、令9

## 別表五の二(二)

### 「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税」の各欄	連結親法人の別表五の二(二)付表の「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」に記載された金額のうち連結法人税の額、連結地方法人税の額及び連結復興特別法人税の額について連結事業年度別に該当する欄に記載します。	
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄	次の区分に応じてそれぞれ次の金額を、連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。 (1) 連結親法人……別表五の二(二)付表の「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」に記載された金額のうち法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額 (2) 連結法人（連結親法人を除きます。）……別表五の二(二)付表の「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」に記載された金額	
「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」に記載された金額を連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
「その他」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「その他」に記載された金額を該当する欄ごとに合計して記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「期首納税充当金36」 各連結法人の別表五の二(二)付表の「期首納税充当金31」の金額を合計して記載します。	
「37」から「47」までの各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「32」から「42」までの各欄に記載された金額をこの明細書の「37」から「47」までの該当する欄ごとに合計して記載します。	「38」及び「44」は金額の合計のみの記載で差し支えありません。

## 別表五の二(二)付表

### 「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況、納税充当金の積立て又は取崩しの状況並びに連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中にこの明細書を記載する連結法人の法人名を記載します。	
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄	<p>各欄共通</p> <p>連結親法人にあっては、連結法人税及び法人税、連結地方法人税及び地方法人税並びに連結復興特別法人税及び復興特別法人税について、連結子法人にあっては、法人税、地方法人税及び復興特別法人税について記載します。</p> <p>この場合、各欄には、次の法人の区分に応じ次のとおり記載します。</p> <p>(1) 連結親法人……次の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額並びに当該法人税に係る地方法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額</li><li>ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額並びに当該法人税に係る地方法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額</li></ul> <p>(2) 連結子法人……各事業年度の所得に対する法人税の額並びに当該法人税に係る地方法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額</p> <p>なお、連結法人税、連結地方法人税若しくは連結復興特別法人税又は法人税、地方法人税若しくは復興特別法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額については、この欄には記載しないで、「その他」の「利子税21」、「加算税及び加算金25」及び「延滞税26」の該当欄に記載します。</p>	この欄に記載することとなる法人税、地方法人税及び復興特別法人税は、連結法人が平成22年10月1日前に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った場合に生じる法人税、連結納稅開始前又は連結グループ加入前の単体申告に係る法人税、地方法人税及び復興特別法人税のほか、連結子法人が他の連結グループの連結親法人であった期間に生じた連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税となります。
「期首現在未納税額①」の「1」と「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書(前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(二))の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載します。 <p>なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。</p>	(1) 前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税の額又は法人税、地方法人税及び復興

欄	記載要領	注意事項
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄		特別法人税の額を基礎として記載します。 (2) 連結法人の直前期分が単体申告の場合には、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分の別表五(二)の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。
「当期発生税額②」の「中間3」と「確定4」	(1) 「中間3」には、別表一の二(一)の「連結中間申告分の法人税額14」及び「中間申告分の地方法人税額41」の金額の合計額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額15」及び「差引確定地方法人税額42」の金額並びに復興特別法人税申告書別表一の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額4」の金額の合計額を記載します。	中間分の連結法人税の額及び連結地方法人税の額の合計額が確定分の連結法人税の額、連結地方法人税の額及び連結復興特別法人税の額の合計額を超える場合には、「確定4」には、その超える金額を△印をして記載します。
「当期中の納付税額」の各欄	連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額又は法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額を、連結子法人にあっては「期首現在未納税額①」に記載した法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書きの金額は、「期末現在未納税額⑥」に移記する必要はありません。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五の二(一)付表一の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合、「⑤」の外書の金額は、別表四の二付表の「加算」の空欄にも記載することになります。
「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付けます。）します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定4」の「当期発生税額②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	

欄	記載要領	注意事項
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄 「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	
「道府県民税」の各欄 各欄共通	原則として「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額（均等割額を含みます。）及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書（前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(二)）の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
「当期発生税額②」の「利子割8」、「中間9」及び「確定10」	(1) 「利子割8」には、当期中に支払を受ける利子等（当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間9」及び「確定10」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄	「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄 「17」から「19」までの各欄	「道府県民税」の「6」、「7」及び「9」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「18」の「当期発生税額②」に記載します。 なお、事業税の額には、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前連結事業年度又は前事業年度までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表

欄	記載要領	注意事項
「事業税」の各欄		四の二付表の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。 当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四の二付表で加算することになります。
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」の各欄  なお、「21」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
「各欄」	「延滞金（延納に係るものの）22」  地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）27」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「期首納税充当金31」  各連結法人の前期のこの明細書（前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(一)）の「期末納税充当金42」を記載します。  「33」  還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と記載します。  「損金算入のもの37」  「利子税21」から「24」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。  「損金不算入のもの38」  「加算税及び加算金25」から「30」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	「33」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表一の「納税充当金20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関係させません。

欄	記載要領	注意事項
「納税充当金の計算」の各欄	「39」 納税充当金の取崩額のうち「法人税額等35」から「損金不算入のもの38」まで及び「仮払税金消却40」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却40」 前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に記載します。
「各連結法人の連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄	「期首現在未決済額①」 前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」の金額を連結事業年度別に記載します。	
	「当期発生額②」の「当期分 45」 当期の連結法人税個別帰属支払額（当期の連結法人税の負担額として帰せられる金額として法第81条の18第1項の規定により計算される金額をいいます。）又は連結法人税個別帰属受取額（当期の連結法人税の減少額として帰せられる金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じです。）、連結地方法人税個別帰属支払額（当期の連結地方法人税の負担額として帰せられる金額として地方法人税法第15条第1項の規定により計算される金額をいいます。）又は連結地方法人税個別帰属受取額（当期の連結地方法人税の減少額として帰せられる金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じです。）及び連結復興特別法人税個別帰属支払額（当期の連結復興特別法人税の負担額として帰せられる金額として復興財源確保法第52条第1項の規定により計算される金額をいいます。）又は連結復興特別法人税個別帰属受取額（当期の連結復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じです。）を記載します。 なお、当期において附帯税（利子税を除きます。）を納付することとなった場合には、その納付する金額のうちこの明細書を記載する連結法人に帰せられる部分の金額を外書として記載します。	連結法人税個別帰属受取額、連結地方法人税個別帰属受取額及び連結復興特別法人税個別帰属受取額については△印を付して記載します。
「当期中の決済額」の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額のうち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。	

## 別表六の二(一)

### 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第81条の14((連結事業年度における所得税額の控除))（復興財源確保法第33条第2項((復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄（「7」から「21」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「6」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44((連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算))の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「公社債の利子等2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額（所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。）を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
<p>「①について課される所得税額②」の各欄</p>	<p>当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税について、次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。この場合、「公社債の利子等2」から「その他5」までの「①について課される所得税額②」の各欄については、「8」、「14」又は「21」の各欄の合計額を対応する欄に記載します。</p> <p>(1) 復興財源確保法第45条(課税事業年度)に規定する課税事業年度に該当する連結事業年度……当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額のうち、所得税の額のみを記載します。この場合において、所得税と復興特別所得税の金額が区分されていないときには、例えば、次の方針(復興特別所得税令第4条第2項及び第3項に定める方法)など合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。</p> <p>① 所得税及び復興特別所得税の合計額の <math>\frac{2.1}{102.1}</math> に相当する金額の50銭以下を切り捨て、50銭超を切り上げた金額を復興特別所得税の額とします。</p> <p>② 所得税及び復興特別所得税の合計額から①により計算した復興特別所得税の額を控除した金額を所得税の額とします。</p> <p>(注) 「平成26年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の38ページに、「復興特別法人税の課税事業年度に該当する事業年度において源泉徴収された所得税及び復興特別所得税のあん分計算例及び申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。</p> <p>(2) (1)以外の連結事業年度……当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p>	<p>左記(1)の場合、復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。</p> <p>所得税及び復興特別所得税のあん分計算は、原則として支払を受けるごとに行うこととなりますが、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」に係るものについては、期末に一括してあん分計算を行っても差し支えありません。</p>
<p>「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄</p>	<p>(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「公社債の利子等2」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)3」及び「集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。</p>	
<p>「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄</p>	<p>元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第155条の26第2項(種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法)の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項(元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法)の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託(合同運用信託を除きます。)の受益権の3グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとに区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。</p> <p>なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。</p>
<p>「所得税額8」、「各連結法人の所得税額の合計額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄</p>	<p>「①について課される所得税額②」の各欄の記載に準じて記載します。</p> <p>(注) 「平成26年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の38ページに、「復興特別法人税の課税事業年度に該当する事業年度において源泉徴収された所得税及び復興特別所得税のあん分計算例及び申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合にあっては、「銘柄別簡便法による場合」に記載した銘柄ごとに一括して所得税及び復興特別所得税のあん分計算を行っても差し支えありません。</p>
<p>「利子配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」</p>	<p>利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配(以下「配当等」といいます。)である場合には、その配当等(以下「判定対象配当等」といいます。)の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間9」に記載します。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。</p> <p>なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。</p>	

欄	記載要領	注意事項
「各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計15」及び「各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計16」	公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$ 17」	<p>次の場合に応じ、次により記載します。</p> <p>(1) 利子配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合……<math>\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}</math></p> <p>(2) 利子配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合……<math>\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}</math></p>	
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	「その他5」に記載した給付補填金等についてその内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。
「個別帰属額の計算」の各欄	当期の連結所得に対する法人税の額から控除される所得税の額（復興財源確保法第33条第2項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含みます。）のうち、各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに記載します。この場合、「利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額26」は、「預貯金の利子及び共同運用信託の収益の分配1」の「②のうち控除を受ける所得税額③」及び「その他5」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄の金額のうち、各連結法人に帰せられる金額を銘柄等ごとに記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

#### 4 根拠条文

法81の14、令155の26、155の44、措置法41の9④、41の12④、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②、③、復興財源確保法33②、45、復興特別所得税令13②

## 別表六の二(二)

### 「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15((連結事業年度における外国税額の控除))又は措置法第68条の91((特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは第68条の93の3((特定外国法人に係る外国税額の控除))の規定の適用を受ける場合及び地方法人税法第12条第2項((外国税額の控除))の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

- (1) この明細書を記載する場合には、その記載に先立って各連結法人ごとに別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」のうち「国外の当期利益又は当期欠損の額15」並びに「加算」及び「減算」の各欄（「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」並びに寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものを除きます。）の記載をする必要があります。
- (2) この明細書の記載の順序は、次の①から⑥の順に記載します。
  - ① 「当期の連結国外所得の金額の計算」の各欄については、各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄 ((1)に掲げる各欄) の金額の合計額をそれぞれ該当する欄に記載します。
  - ② 「交際費等の損金不算入額15」を記載し、また、寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものについて「区分」に応じた金額を記載します（これらの金額につき各連結法人に帰属する金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄に記載します。）。
  - ③ 「当期の連結法人税額1」から「連結控除限度額11」までの各欄を記載します（この「連結控除限度額11」の金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の「当期の連結控除限度額2」に記載します。）。
  - ④ 「当期に控除できる金額12」に各連結法人の別表六の二(二)付表の「計13」の金額の合計額を記載します。
  - ⑤ 「課税標準法人税額42」、「地方法人税額43」及び「地方法人税控除限度額44」を記載します（この「地方法人税控除限度額44」の金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の「地方法人税控除限度額49」に記載します。）。
  - ⑥ 「外国税額の控除額45」に各連結法人の別表六の二(二)付表の「控除できる金額51」の金額の合計額を記載します。

#### 3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第37条の6第1項各号((外国税額控除を受けるための書類))で定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条((みなし外国税額の控除の申告手続等))に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

#### 4 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」2」	当期において法第81条の3第1項（法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）又は措置法第68条の62の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。	
「当期の連結国外所得の金額の計算」のうち「各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額13」並びに「加算」及び「減算」の各欄（「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額15」を除きます。）	連結法人ごとに記載した別表六の二（）付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。	寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の算出を行うものについては、「交際費等の損金不算入額15」の記載要領を参考にしてください。
「交際費等の損金不算入額15」	別表十五の二の「損金不算入額5」の金額に同表の「支出交際費等の額の合計額1」のうちに各連結法人の国外業務に係る交際費等の額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	
「非課税国外所得の控除額40」	「仮計39」の「①のうち非課税所得分②」の金額を記載します。	
「課税標準法人税額42」	「当期の連結法人税額1」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	

#### 5 根拠条文

法81の15、令155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7、平成23年12月改正法令附則17②、平成23年12月改正措置法令附則20、地方法人税法12②、地方法人税法施行令3

## 別表六の二(二)付表 「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15((連結事業年度における外国税額の控除))又は措置法第68条の91((特定外国子会社等に係る外国税額の控除))若しくは措置法第68条の93の3((特定外国法人に係る外国税額の控除))の規定の適用を受ける場合及び地方法人税法第12条第2項((外国税額の控除))の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に外国税額の控除の規定を適用する連結法人の法人名を記載します。	
「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」	その連結法人に係る別表六(二)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額21」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計7」の金額を記載します。	「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄にはみなし納付分は含まれません。
「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び「法第81条の15第3項により控除できる金額12」	その連結法人に係る別表六(三)の「30の②」及び「34の②」の金額を記載します。	
「国外の当期利益又は当期欠損の額15」	その連結法人が、当期の個別所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。	
「当期の個別国外所得の金額の計算」の「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」を除きます。)	(1) 措置法第68条の90第1項又は第4項((連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入))の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、「加算」の空欄に「特定外国子会社等の個別課税対象金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。 (2) 当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額のうち、共通費用の額(販売費、一般管理費その他の費用で国内源泉所得を生ずべき業務と国外源泉所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額)がある場合は、収入金額、資産の価額、使用者の数その他の基準のうち当該連結法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により算出した国外源泉所得に係る部分の金額を「減算」の空欄に「共通費用」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。	(1) 左記(1)に係る特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(以下「本店所在地国」といいます。)が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合(左記(1)に係る特定外国子会社等の本店所在地国以外の国又は地域において外国法人税が課される場合を除きます。)には、①の金額を②に移記します。 (2) 寄附金の損金不算入額など連結法人ごと

欄	記載要領	注意事項
		ではなく連結グループで損金不算入額の計算を行うものについては、「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」の記載要領を参考にしてください。
「①のうち非課税所得分②」の各欄	<p>令第155条の28第3項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得（次の国外源泉所得の区分に応じそれぞれ次の要件を満たすものをいいます。）に係る所得の金額がある場合に記載します。</p> <p>(1) 連結法人の国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得……その国外源泉所得を生じた国又は地域及びその国外事業所等の所在する国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(2) (1)以外の国外源泉所得……その国外源泉所得を生じた国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p>	左記(1)及び(2)における「外国法人税を課さないこと」には、令第155条の27第3項に規定する「みなし納付外国法人税の額」がある場合は含まれません。
「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」	別表六の二(二)の「交際費等の損金不算入額15」の金額に各連結法人の国外業務に係る交際費等の合計額のうちに自己の国外業務に係る交際費等の額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	
「非課税国外所得の控除額44」	「仮計43」の「①のうち非課税所得分②」の金額を記載します。	
「連結控除限度個別帰属額47」の外書	復興財源確保法第50条第2項(「外国税額の控除」)に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載します。	

### 3 根拠条文

法81の15、令155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7、平成23年12月改正法令附則17②、平成23年12月改正措置法令附則20、地方法人税法12、地方法人税法施行令3

## 別表七の二 「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

- この明細書は、次に掲げる場合に使用します。
- イ 連結法人が、当期に連結欠損金額を生じた場合又は連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。以下同じです。）において生じたもの（平成20年4月1日以後に終了した連結事業年度において生じたものに限ります。）について、法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
  - ロ 当期首前7年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成20年4月1日前に終了した連結事業年度において生じたものに限ります。）について、平成23年12月改正前の法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額1」	<p>当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（連結欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。</p> <p>この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 調整連結事業年度（法第81条の9第2項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度並びに同条第5項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度及び同項第4号に規定する適用連結事業年度をいいます。以下同じです。）の場合……「控除未済連結欠損金額11」の金額</p> <p>(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「翌期繰越額5」の金額</p>	上記「1 この明細書の用途」のロの連結欠損金額も、同様に記載します。
「(1)のうち特定連結欠損金額2」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 調整連結事業年度の場合……「11」の内書の金額</p> <p>(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「6」の金額</p>	
「当期分」の「連結欠損金額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額56」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「連結欠損金の繰戻し額」	<p>連結欠損金のうち法第81条の31((連結欠損金の繰戻しによる還付))の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p>	<p>措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人の解散(適格合併による解散を除きます。)、更生手続の開始などの特別の事実があるときを除き、法第81条の31((連結欠損金の繰戻しによる還付))の規定の適用を受けることはできませんので御注意ください。</p> <p>なお、措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人(当期末において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上ある法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。)など)にあっては、上記のような特別の事実に關係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>
「翌期繰越額5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額6」	<p>「翌期繰越額5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額6」の各欄は、「15」の欄に金額の記載がある場合には、それぞれ「翌期繰越額(1)-(3)+各連結法人の別表七の二付表四「18」の合計)5」とび「(5)のうち特定連結欠損金額(2)-(4)+各連結法人の別表七の二付表四「15」の合計)6」として記載します。</p>	
「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄	<p>当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。</p>	
「7」から「11」までの各欄の内書	<p>法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金額を記載します。</p>	

欄	記載要領	注意事項
「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額8」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度においては、「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額（別表七の二付表二「3の計」—各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）8」として記載します。	
「減算額10」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度においては、「減算額（別表七の二付表二「19の計」+各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計）10」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額11」	<p>次の場合に応じて、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 最初の連結親法人事業年度である場合  <del>((7)+(9)-(10))</del> 又は(8)</p> <p>(2) 最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度である場合  <del>((7)+(9)-(10))</del> 又は(8)</p>	
「更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算」の各欄	連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。	

### 3 根拠条文

法81の9、平成23年12月改正前の法81の9、令155の19～155の21、措置法68の98

## 別表七の二付表一

### 「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))又は平成23年12月改正前の法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合及び法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額を計算する場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「控除前連結所得金額1」	別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「46の①」－別表七の二「13」+「14」) 1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1)× $\frac{80\text{又は}100}{100}$ 2」	<p>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) その連結親法人が法第81条の9第8項各号に掲げる法人である連結法人</p> $(1) \times \frac{80\text{又は}100}{100}$ <p>(2) (1)以外の連結法人</p> <p>イ 当期が平成23年12月改正法附則第22条第2項((連結欠損金の繰越しに関する経過措置))の規定の適用を受ける場合における平成24年4月1日以後最初に開始した連結事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度である場合</p> $(1) \times \frac{80\text{又は}100}{100}$ <p>ロ 当期がイ以外の連結事業年度である場合</p> $(1) \times \frac{80\text{又は}100}{100}$	
「控除未済連結欠損金個別帰属額9」	別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の(20)又は(28)又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表三「30」) 9」として記載します。	
「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」	別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額(((前期の(14)又は別表七の二付表二「21」の内書)－別表七の二付表三「27」) 10」として記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「調整前当期控除額11」	別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑩と（別表四の二付表「46の①」－（別表七の二付表三「9」+「21」）－当該発生連結事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額）11」として記載します。	
「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額14」	別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額⑩－（⑬+別表七の二付表四「15」）14」として記載します。	
「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額18」	別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額⑮－（⑯+別表七の二付表四「17」）18」として記載します。	

### 3 根拠条文

法81の9、平成23年12月改正法附則22

## 別表七の二付表二

### 「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第2項各号((連結欠損金の繰越し))に掲げる場合若しくは同条第5項第1号から第3号まで、第5号若しくは第6号に規定する場合に該当する場合又は法第81条の10第1項((特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用))に規定する欠損等連結法人（以下「欠損等連結法人」といいます。）である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合に使用します。

なお、この明細書は、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載してください。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「1」から「8」まで、「10」から「15」まで及び「17」から「21」までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの4」の各欄	法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第4項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。	
「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」、「連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額8」の各欄	法第81条の9第2項第2号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人又は連結子法人の法第81条の10第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有する同条第3項に規定する内国法人の残余財産が確定する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び法第81条の9第2項の連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第5項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。	この欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「連結内適格合併等による引継額」の各欄	連結法人を合併法人とする適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合に記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「連結欠損金個別帰属額の加算額 14」	残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、「連結欠損金個別帰属額の加算額 (8)+(13)を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額) 14」として記載します。	
「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額15」	法第4条の5第1項又は第2項（第4号及び第5号に係る部分に限ります。）（連結納税の承認の取消し）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額 16」	当該連結事業年度において法第81条の31第3項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号に定める金額を記載します。	
「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額 17」	法第81条の9第5項第3号に定める金額を記載します。	当該金額に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表四までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額 18」	欠損等連結法人の令第155条の22第9項各号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に定める金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額を記載します。	
「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 21」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 最初の連結事業年度の場合……「3」又は「6」の金額</p> <p>(2) その他の連結事業年度の場合……「20」の金額</p>	

### 3 根拠条文

法81の9、法81の10

## 別表八の二

### 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4(「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」)（措置法第68条の103又は第68条の104(「特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等」)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び「受取配当等の額の明細」の各欄（「16」から「29」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「15」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11(「受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算」)の規定により各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに別葉に記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「当期に支払う負債利子等の額3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条(「負債の利子に準ずるもの」)に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。）に支払う金額の合計額を記載します。	
「特別利子の額5」	措置法第67条の7第1項(「損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例」)に規定する特別利子の額を記載します。	
「総資産の帳簿価額16」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等17」	次の(1)から(5)までに掲げる金額の合計額から(6)に掲げる金額を減算した金額について、各連結法人の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

欄	記載要領	注意事項
	<p>対照表に計上されている場合の同条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</p> <p>(4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額</p> <p>(5) 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基準となるものに限ります。）の額に相当する金額</p> <p>(6) その他有価証券に係る評価損等相当額</p>	
<b>「期末関係法人株式等の帳簿価額19」</b>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、この場合の期末関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該連結事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該連結事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該連結事業年度終了の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など、令第155条の8第3項（『期末関係法人株式等』）の規定により関係法人株式等となるものをいいます。</p>	<p>「前期末現在額」には、完全子法人株式等及び関係法人株式等とこれら以外の株式等の区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。</p>
<b>「株式及び出資等20」</b>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。</p> <p>(1) この欄には、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等の帳簿価額を記載します。</p> <p>この場合の期末完全子法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該連結事業年度開始の日（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合（当該連結法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該連結事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) 外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該連結法人の株式若しくは出資を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 資産の流動化に関する法律第2条第3項(定義)に規定する特定目的会社</li> <li>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項(定義)に規定する投資法人</li> <li>ハ 措置法第68条の3の2第1項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人</li> <li>ニ 措置法第68条の3の3第6項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託に係る同条第1項に規定する受託法人</li> </ul> <p>(3) 措置法第3条の2(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。)及び平成19年改正前の措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託(同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。)がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。</p>	
<p>「受益権の帳簿価額 × 50又は25 100 21」</p>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1(<math>\frac{50}{100}</math>)相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1(<math>\frac{25}{100}</math>)相当額によります。</p>	<p>外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができる人とされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができる人とされているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。</p>
<p>「受取配当等の額の明細」の欄の「完全子法人株式等」、「関係法人株式等」及び「その他株式等」</p>	<p>「受取配当等の額の明細」の各欄を記載する場合の完全子法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。</p> <p>(1) この場合の完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の開始の日から当該計算</p>	<p>「その他株式等」には、完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>左記(1)の計算期間とは、その配当等の額の支</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>期間の末日まで継続して当該連結法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資（その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資）をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6月以上（当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第1項第2号（関係法人株式等の範囲）に規定する他の内国法人の株式をいいます。</p>	<p>払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るもの）の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合には、それぞれ次によります。）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p> <p>(1) 当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の1年前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額が当該1年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合……当該1年前の日の翌日</p> <p>(2) その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前1年以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合……当該設立の日</p> <p>(3) その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日前1年内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合……当該取得の日</p>

欄	記載要領	注意事項
「受取配当等の額22」、「受取配当等の額23」及び「受取配当等の額27」	<p>当期において内国法人から受けた剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。)、利益の配当(分割型分割によるものを除きます。)、剰余金の分配(出資に係るものに限ります。)若しくは資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配の額又は証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。)の収益の分配額(特定株式投資信託にあっては収益の分配額の全額に相当する金額により、令第19条第1項(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)に規定する証券投資信託については2分の1(外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1)に相当する金額によります。)をその内国法人又は銘柄別に、また、「完全子法人株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る受取配当等の額は受取配当等の金額から除かれます。</p> <p>(2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。</p>
<p>「本店の所在地(証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)26」及び            「受取配当等の額(その            収入額 × <math>\frac{100、50又は25}{100}</math>)            27」</p>	<p>証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)にあっては、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 特定株式投資信託            「26」に特定株式投信と記載し、「27」には <math>\frac{100}{100}</math> に相当する金額を記載します。</p> <p>(2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託            「26」に外貨建等投信と記載し、「27」には <math>\frac{25}{100}</math> に相当する金額を記載します。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の証券投資信託            「26」にその他投信と記載し、「27」には <math>\frac{50}{100}</math> に相当する金額を記載します。</p>	公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託については、記載の必要はありません。
「左のうち益金の額に算入される金額24」及び「左のうち益金の額に算入される金額28」	<p>受取配当等の金額(みなし配当の額を除きます。)の元本たる株式等のうち、連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)がその配当等の額の支払に係る基準日(信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得し、かつ、当該基準日後2月以内に譲渡したものがある場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 同じ銘柄の一部につきその支払に係る基準日(信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得したものと当該基準日後2月以内に譲渡したものとがある場合には、その該当するものの数は、令第155条の7(益金に算入され</p>

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
		<p>る配当等の元本たる株式等)の規定により、その支払に係る基準日(信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。</p> <p>(2) 法第81条の4第2項又は第3項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。</p>

#### 4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則1八〇、32、34、令155の7～155の11、規則8の4、措置法68の103、68の104

## 別表十四の二

### 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の6（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（措置法第68条の96第1項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第14項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は措置法第68条の88第3項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金額がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16（寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載します。	
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額5」、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額23」	各連結法人が当期に支出した寄附金の額のうち当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対する寄附金の額を合計して記載します。	
「寄附金支出前連結所得金額8」	「6」+「7」により算出される金額がマイナスとなる場合には0と記載します。	
「同上の $\frac{2.5\text{又は}1.25}{100}$ 相当額9」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が連結事業年度終了の時ににおいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 同上の $\frac{2.5\text{又は}1.25}{100}$ 相当額 (2) (1)以外の連結法人 同上の $\frac{2.5\text{又は}1.25}{100}$ 相当額	
「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額10」	連結親法人の期末時における連結個別資本金等の額を記載します。	連結親法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。

欄	記載要領	注意事項
「同上の月数換算額(10) × $\frac{1}{12}$ 11」	分子の空欄には、連結事業年度の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額17」	<p>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) その連結親法人が連結事業年度終了の時ににおいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 「2」と「14」とのうち少ない金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 「2」と「16」とのうち少ない金額</p>	
「国外関連者に対する寄附金額19」	各連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を合計して記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額21」	<p>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) その連結親法人が連結事業年度終了の時ににおいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 「20」－「9」－「17」－「18」の金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 「20」－「13」－「17」－「18」の金額</p>	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	各連結法人が支出した寄附金のうち法第37条第3項第1号又は第2号に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港湾局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について法第81条の6第3項の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	各連結法人が支出した法第37条第4項に規定する寄附金について法第81条の6第4項の適用を受ける場合（措置法第68条の96第1項の規定（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第14項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は法第81条の6第5項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第77条各号又は平成20年改正前の令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条又は平成20年改正前の規則第24条の規定による証明書を保存しておいてください。
「其他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第81条の6第5項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通 寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人ごとに記載します。	
	「連結法人名」 寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
	「指定寄附金等の金額27」 「1」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「特定公益増進法人等に対する寄附金額28」 「2」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「国外関連者に対する寄附金額31」 「連結法人名」に記載した連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。	

#### 4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14((特定公益信託の要件等))の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

#### 5 根拠条文

法81の6、令155の13～155の16、規則22の4～24、平成20年改正前の令77、平成20年改正前の規則24、措置法68の88③、68の96①、措置法令39の23①

## 別表十五の二 「交際費等の損金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66((交際費等の損金不算入))の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第68条の66第1項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその連結親法人又はその連結子法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（③に掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされたためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

### 2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「6」から「21」までの各欄を記載し、次に「1」から「5」までの各欄を記載します（個別帰属額の計算を行う場合には、「22」又は「23」を最後に記載します。）。

### 3 各欄の記載要領

税抜経理方式を適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記載要領		注意事項						
「中小連結法人の定額控除限度額3」	<p>連結親法人の期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>資本金額等の区分</th><th>定額控除限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1億円以下の法人 (非中小法人を除きます。)</td><td>(1)の金額又は <math>800\text{万円} \times \frac{1}{12}</math>相当額のうち少ない金額</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>0円</td></tr></tbody></table> <p>(注) 1 非中小法人とは、資本金額等が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものをいいます。</p>		資本金額等の区分	定額控除限度額	1億円以下の法人 (非中小法人を除きます。)	(1)の金額又は $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	上記以外の法人	0円	資本金額等を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93((資本金の額又は出資金の額に準ずるものとの範囲等))の規定により計算した金額を資本金額等とします。
資本金額等の区分	定額控除限度額								
1億円以下の法人 (非中小法人を除きます。)	(1)の金額又は $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額								
上記以外の法人	0円								

欄	記載要領	注意事項
	2 「 $\frac{1}{12}$ 」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人名①～④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「6」から「17」までの各欄	連結法人別に、当期に支出した交際費等の額について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「個別帰属損金不算入額」の各欄	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	
「同上のうち接待飲食費の額21」		<p>交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、当該金額を記載してください。</p> <p>なお、当該控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、連結法人の帳簿書類に78ページの「1 この明細書の用途」の（注）に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、連結法人が合理的な方法により当該控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。</p>

#### 4 根拠条文

措置法68の66、措置法令39の93～39の95、措置法規則22の61の4

## 別表十八の二

### 「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」

#### 1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が連結中間申告をする場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「税務署処理欄」		記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」	当該連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」	前期に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一の二（一）「10」の外書の金額又は別表一の二（三）「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{\text{暦月数}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「納付すべき法人税額」	連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第2項から第6項までの規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「17」の金額を移記します。	

#### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8

## 別表十八の二付表一

### 「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第2項から第6項まで（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額2」	前期に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一の二(一)の「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「前期実績基準額（別表十八の二付表二「4」）又は（(3)× $\frac{6}{\square}$ ）4」	当期が最初の連結事業年度である場合には「又は（(3)× $\frac{6}{\square}$ ）」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前期の月数を記載した上で、「（別表十八の二付表二「4」）又は」を消します。	前期の月数は暦に従つて計算し、1月末満の端数は切り上げます。

#### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8

## 別表十八の二付表二

### 「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）、第2項、第3項、第5項又は第6項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算」		当期が最初の連結事業年度の場合に限り記載します。
「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「連結加入法人の確定法人税額等10」及び「連結加入法人の確定法人税額等14」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の確定法人税額等を記載します。	
「最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	最初の連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した適格合併（連結親法人を設立したものに限ります。）に係る被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等18」	被合併法人の法第81条の19第5項に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	

#### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8

## 別表十八の二付表三

### 「合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第4項又は第6項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算」の各欄	法第81条の19第4項第1号又は第2号に掲げる期間内に同項に規定する連結親法人又は連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第1号に掲げる期間内に行われるものにあっては法人を設立するものを除き、同項第2号に掲げる期間内に行われるものにあっては同条第2項第2号に規定する連結内合併及び連結親法人を設立するものを除きます。）が行われた場合に記載します。	
「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	当該連結事業年度開始日の1年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各事業年度（被合併法人（法第81条の19第2項第2号に規定する連結内合併に係る被合併法人を除きます。以下同じです。）の各事業年度にあっては、その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（被合併法人の各連結事業年度にあっては、その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等」の各欄	法第81条の19第4項第1号に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	
「被合併法人等の確定法人税額等」の各欄	法第81条の19第4項第2号に規定する被合併法人等の確定法人税額等を記載します。	

#### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8

## IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書の記載に当たっては、「平成26年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて行ってください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

### 別表二

#### 「同族会社等の判定に関する明細書」

##### 1 用途

連結親法人が法第2条第10号(定義)に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

##### 2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 別表五(一)付表

#### 「種類資本金額の計算に関する明細書」

##### 1 用途

二以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

##### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

### 別表十一(一)

#### 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

##### 1 用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項(法第52条第1項又は第5項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)
- (2) 平成23年12月改正法附則第19条第1項(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項(平成23年12月改正法附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の法第52条第1項又は第5

項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)

## 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一(一の二)

### 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項（法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）
- (2) 平成23年12月改正法附則第19条第1項（連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項（平成23年12月改正法附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）
- (3) 措置法第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(一)

### 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第63条第2項（減価償却に関する明細書の添付）の規定による合計表又は規則第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）（規則第37条第3項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含みます。）の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。  
（注）特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第68条の31（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (4) 平成18年4月1日以後に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第68条の102の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規

定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

## 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(二)

### 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)から(4)までと同様です。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六(六)

### 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

#### 1 用途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号((繰延資産の償却限度額))の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書  
法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号((創立費等の償却))の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の場合に繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第67条第2項((繰延資産の償却に関する明細書の添付))の規定による合計表又は規則第27条の14後段((期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載

事項に係る書式)) (規則第37条第3項((個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。) の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月 2」、「償却期間の月数 4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(七)

### 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

#### 1 用途

措置法第68条の9第6項に規定する中小連結親法人又はその中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が措置法第68条の102の2((中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この制度の適用がある少額減価償却資産は、中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円(当該連結親法人の連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下同じです。)に達するまでの少額減価償却資産となります。したがって、各連結法人ごとに作成するこの明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額を合計した金額は、300万円が限度となりますので御注意ください。
- (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている連結親法人及びその連結親法人と連結完全支配関係にある連結子法人については、この制度の適用はありませんので御注意ください(次表の「中小連結親法人の判定」に記載して判定してください。)。

中小連結親法人の判定						
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		b	人	1	g	
第1順位の株式数又は出資金の額(g)		c			h	
大規模法人の保有割合	保有割合 $\frac{c}{a}$	d	%		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額(k)	e			j	
	保有割合 $\frac{e}{a}$	f	%	計 (g)+(h)+(i)+(j)		k

この表の各欄は、少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、この制度の適用はありませんので御注意ください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その連結親法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

## **別表十六(八)**

### **「一括償却資産の損金算入に関する明細書」**

#### **1 用途**

法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第133条の2(「一括償却資産の損金算入」)の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

#### **2 留意点等**

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## **別表十六(九)**

### **「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」**

#### **1 用途**

措置法第68条の11第5項(「中小連結法人が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却」)、第68条の15の6第5項(「生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却」)又は第68条の41(「準備金方式による特別償却」)(震災特例法第26条の6第1項前段(「連結法人の準備金方式による特別償却」)の規定により同法の特別償却又は割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### **2 留意点等**

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

## V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

### 個別帰属額等の一覧表

#### 1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類である「連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項(《復興特別法人税申告書の記載事項》)の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの計算の基礎を記載した書類(連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類)として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

これらについては、「I 7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。

(注) この一覧表に添付する各連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「納税地等」	連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。	
「売上金額」	連結親法人及び連結子法人の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「※税務署処理欄」における「売上金額」の金額を各連結法人ごとに記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
「個別所得金額又は個別欠損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額を記載してください。	
「個別帰属額」	(1) この欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類により、それぞれ次の金額を記載してください。 イ 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」	

欄	記載要領	注意事項
	<p>ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」</p> <p>ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」</p> <p>(2) この欄の外書には、次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>イ 復興財源確保法第45条(課税事業年度)に規定する課税事業年度に該当する連結事業年度……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表一」の「連結復興特別法人税の個別帰属額3」の金額と「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「連結地方法人税個別帰属額4」の金額の合計額</p> <p>ロ イ以外の連結事業年度……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「連結地方法人税個別帰属額4」の金額</p>	
「期中加入」	期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。	
「連結子法人数 法人」	連結子法人数の合計を記載してください。	
「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」	連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計額を記載してください。	
「参考」	<p>連結子法人の異動状況を記載してください。      なお、「加入した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。</p>	<p>「期首の連結子法人数」 + 「加入した連結子法人数」 - 「離脱した連結子法人数」 = 「期末の連結子法人数」となります。</p>

# 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

## 1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類）を提出する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、連結確定申告書に添付する連結親法人分及び当該連結親法人に係る連結子法人分の連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。

この場合において、連結子法人分については、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。なお、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付を省略することができます。

また、連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくとも差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

## 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
<p>同非区分</p> <p>特定期会社</p> <p>同族会社</p> <p>非同族会社</p>	別表一の二(一)の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納稅地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納稅地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。

欄	記載要領	注意事項
<input checked="" type="checkbox"/> 翌年以降送付要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、届出書用紙（個別帰属額の届出書、個別帰属額等届出書付表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）をいいます。）の送付が不要な場合には「否」に○をします。</p>	<p>「送付不要」としてい る連結法人が、翌期以 降、「要」に○をしても、 届出書用紙のうち個別帰 属額等届出書付表セッ ト及び勘定科目内訳明 細書は送付されませんの で御注意ください。</p> <p>個別帰属額等届出書 付表セット及び勘定科 目内訳明細書の送付も 必要な場合には、所轄の税 務署へ御連絡ください。 届出書用紙などの各種 様式は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に掲載していますのでこ れを印刷して御使用くだ さい。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input checked="" type="radio"/> 有	<p>税理士法第30条（税務代理の権限の明示）に規 定する書面を届出書に添付する場合には、○を してください。</p>	
<b>「連結事業年度分の告に係る届出書」</b>	<p>申</p> <p>空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 連結確定申告に係るもの………「連結確定」</li> <li>(2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」</li> <li>(3) 期限後申告に係るもの………「期限後連結確定」</li> <li>(4) 更正に係るもの……………「更正申告」</li> <li>(5) 決定に係るもの……………「決定申告」</li> </ul>	<p>(4)又は(5)の場合には、 空欄に「更正」又は「決 定」と記載するとともに、 左のように「申告」を二 重線で消してください。</p>
<b>「個別所得金額又は個別欠損金額1」</b>	<p>申</p> <p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表七の二付表一「24」に金額の記載ある連結法人     別表四の二付表「56の①」の金額を中段の     (イ)に記載し、別表七の二付表一「24」の金     額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)     の金額を合計した金額を上段に記載します。</li> <li>(2) (1)以外の連結法人     別表四の二付表「56の①」の金額を中段の     (イ)に記載し、同額を上段に記載します。</li> </ul>	

欄	記載要領	注意事項
<p>「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額3」</p>	<p>別表六の二(三)付表一の「4」「8」「36」+別表六の二(四)付表一の「4」「16」+別表六の二(五)付表の「11」+別表六の二(七)の「19」+別表六の二(八)の「19」+別表六の二(九)の「30」+別表六の二(十)の「20」+別表六の二(十一)の「20」+別表六の二(十二)の「20」+別表六の二(十三)の「20」+別表六の二(十四)の「11」+別表六の二(十五)の「10」+別表六の二(十六)の「19」+別表六の二(十七)の「5」+別表六の二(十八)の「15」+別表六の二(十九)の「20」+別表六の二(二十)の「9」により計算した金額を記載します。</p>	
<p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」</p>	<p>次により記載します。</p> <p>(1) 別表六(二十五)「31」の金額の個別帰属額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項((連結納税の承認の取消し))の規定により法第4条の2((連結納税義務者))の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされている金額がある場合には、その金額に係る個別帰属額についてもこの欄に記載します。</p> <p>① 措置法第68条の9第11項((連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額))（平成25年改正法附則第75条((連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第68条の9の2第7項((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）</p> <p>② 措置法第68条の10第5項((連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額))</p> <p>③ 措置法第68条の11第12項((連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額))</p> <p>④ 措置法第68条の13第4項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額))</p> <p>⑤ 措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑥ 措置法第68条の15第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑦ 措置法第68条の15の4第5項((連結納税の承認を取り消された場合の連結特定中小</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>法人の経営改善設備に係る法人税額)</p> <p>⑧ 平成24年改正法附則第33条第1項((沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額))</p> <p>⑨ 平成23年12月改正法附則第72条((連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の10第5項((連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額))</p> <p>⑩ 平成23年12月改正前の措置法第68条の12第7項((連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額))</p> <p>⑪ 平成22年改正法附則第110条((連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法第68条の15第5項((連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額))</p>	
<p>「連結法人税個別帰属額計10」</p>	<p>その連結法人につき措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。</p>
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」、「連結法人税個別帰属額14」及び「この届出の基団となつた申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額19」の外書</p>	<p>法第81条の31((連結欠損金の繰戻しによる還付))の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」</p>	<p>修正申告をする場合において、法第81条の31第4項((連結欠損金の繰戻しによる還付))において準用する法第80条第6項((欠損金の繰戻しによる還付))の規定により還付をする金額に係る還附加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。</p>	

欄	記載要領	注意事項
「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額（△印を付けます。）を記載します。	
「連結親法人が中小法人の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項（中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。	

# 各連結事業年度の連結復興特別法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

## 1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、連結子法人が、復興財源確保法第63条第1項(「復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等」)の規定により読み替えられた法第81条の25(「連結子法人の個別帰属額等の届出」)の規定により、各連結事業年度に係る復興財源確保法第52条第1項(「連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算」)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額(以下「連結復興特別法人税個別帰属額」といいます。)の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出します。
- (2) この明細書は、連結親法人が、復興特別法人税に関する省令第1条第2項(「復興特別法人税申告書の添付書類」)の規定により、復興財源確保法第53条第1項(「課税標準及び税額の申告」)の規定による申告書又は同法第54条(「還付を受けるための申告」)の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結復興特別法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用します。

## 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額((8)又は0)1」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人の当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合 0</p> <p>(2) (1)以外の場合 「8」の金額</p>	この場合、「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額の計算」の各欄は、記載を要しません。
「算出連結法人税個別帰属額に係る連結復興特別法人税個別帰属額4」	連結法人税個別帰属額届出書の「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。	
「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額((7)又は((7)×一)) 8」	<p>連結親法人の当該課税事業年度が次の課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 復興財源確保法第47条第2項各号(「課税標準」)に掲げる法人である連結親法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度 「((7)×一)」の分子の空欄に当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄に当該最後の課税事業年度の月数をそれぞれ記載した上、この算式により計算した金額</p> <p>(2) (1)以外の課税事業年度 「7」の金額</p>	この場合、これらの月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数があるときは、これを切り上げます。

# 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

## 1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、連結子法人が、法第81条の25(「連結子法人の個別帰属額等の届出」)の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項(「連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算」)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額(以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。)の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出します。
- (2) この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項(「確定申告」)及び地方法人税法施行規則第6条(「連結法人の地方法人税確定申告の添付書類」)の規定により、同法第19条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用します。

## 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」	連結法人税個別帰属額届出書の「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。	
「加算調整額2」		「加算調整額8」の外書に記載した金額を含めて記載します。
「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」	連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除きます。以下同じです。)である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。	連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。
「加算調整額8」の外書	措置法第68条の67第1項(「使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例」)に規定する使途秘匿金の支出がある場合に、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 (2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額	

欄	記載要領	注意事項
<p>「連結欠損金の繰戻しによる 還付金の個別帰属額に係る 連結地方法人税個別帰属額 10」</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「13」の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「11」の金額の100分の4.4に相当する金額</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる 還付金の個別帰属額に係る 連結地方法人税個別帰属額 10」の外書</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「13」の外書の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「11」の外書の金額の100分の4.4に相当する金額</p>	

## VI 参考

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類として納税地の所轄税務署長に提出する個別帰属額に関する書類については、その書類のうち連結子法人分は連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表により作成したものに限り添付を省略することができます。

また、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書は、その連結子法人に係る各別表の付表だけでなく、その連結子法人の個別帰属額を算出するため必要な別表も提出する必要があります。

その提出する書類及び連結法人の区分ごとに、提出を要するもの（○）、省略できるもの（△）又は提出を要しないもの（×）に整理すると、次表のとおりとなります。

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
1の2(1)及び1の2(1)次葉	各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分	○	×	×	×
1の2(2)及び1の2(2)次葉	各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分	○	×	×	×
1の2(3)及び1の2(3)次葉	各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分	○	×	×	×
	個別帰属額等の一覧表	×	○ (全体で1枚)		×
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分	×	○	○	○
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分	×	○	○	○
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分	×	○	○	○
個別帰属額の届出書付表2	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	×	○	○	○
2	同族会社等の判定に関する明細書	○	×	×	×
3(2)	土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の2)	優良住宅地等のための譲渡に該当しなこととなった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3)	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3)付表	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(3)	短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書 子
			親	子	
3(4)	課税除外とされる短期所有に係る土地等（面積1,000平方メートル以上のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(5)	課税除外とされる短期所有に係る土地（面積1,000平方メートル未満のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(6)	課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○
3(7)	課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○
3の2	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3の2付表	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
4の2	連結所得の金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
4の2付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5(1)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(1)	連結利益積立金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
5の2(1)付表1	連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(1)付表2	連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書	○ (子法人分のみ)	×	△	○
5の2(2)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	○	×	×	×
5の2(2)付表	各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	○	○	△	○
6(2の2)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表2	適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表3	適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(4)	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(5)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書	○	○	△	○
6(25)	リース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書 子
			親	子	
6(26)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(1)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2)付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)	試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)付表1	各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)付表2	連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4)	中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4)付表1	各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4)付表2	繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(6)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における各連結法人の平均売上金額の計算、特別試験研究費の額及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(7)	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(7)付表	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8)付表	エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(9)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(9)付表	機械等の取得価額及び連結繰越税額控除限度超過額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(10)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(10)付表	工業用機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(11)	沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(11)付表	経営革新設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(12)	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
6の2(12)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(13)	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(13)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(14)	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(15)	国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(15)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(16)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(16)付表	経営改善設備の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)	雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)付表	経過年度における各連結法人の経過雇用者給与等支給増加額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(18)	生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(18)付表	生産性向上設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(19)	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(19)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(20)	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(21)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(21)付表	前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書	○	○	△	○
7の2	連結欠損金等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表1	連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表2	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表3	更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書 子
			親	子	
7の2付表4	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
8(2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書	○	○	△	○
8の2	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	○	○	△	○
9(1)	保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
9(2)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(2)	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(3)	認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(4)	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10(5)	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(5)付表1	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
10(5)付表2	日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
10(7)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10の2(1)	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10の2(2)	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(1の2)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(2)	返品調整引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(1)	海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(2)	新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(3)	特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(4)	金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
12(5)	廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(6)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(7)	特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(8)	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(9)	使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(10)	原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(11)	保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(12)	関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(13)	中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(14)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(15)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(16)	再投資等準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(17)	岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(18)	電子計算機買戻損失準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(19)	使用済核燃料再処理準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(1)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(2)	保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(3)	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(4)	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(5)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(6)	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(7)	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(8)	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書 子
			親	子	
13(9)	特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(10)	平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(11)	賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(12)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
14(1)	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書	○	○	△	○
14(3)	新株予約権に関する明細書	○	○	△	○
14(4)	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	○	○	△	○
14(5)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
14(5)付表1	支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	○	○	△	○
14(5)付表2	みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の特例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
14(5)付表3	関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	○	○	△	○
14(6)	リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書	○	○	△	○
14(7)	公益法人等が普通法人に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書	○	○	△	○
14の2	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
15の2	交際費等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(1)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(2)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(3)	旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(4)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(5)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(6)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(7)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
16(8)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(9)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(10)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(11)	非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書	○	○	△	○
17(1)	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17(1)付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書	○	○	△	○
17(3)	特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)付表1	特定外国子会社等の判定に関する明細書	○	○	△	○
17(3)付表2	統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の2	特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の3	特定外国子会社等の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の4	特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の4)付表1	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の4)付表2	適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の5)	間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)の6)	特殊関係内国法人の状況等に関する明細書	○	○	△	○
17(4)	国外関連者に関する明細書	○	○	△	○
17の2(1)	連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外に関する明細書	○	×	×	×
17の2(2)	連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表1	各連結法人の関連者支払利子等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表2	各連結法人の控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表3	調整対象金額に係る調整額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(3)	連結超過利子額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17の2(3)付表1	連結超過利子個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
17の2(3)付表2	連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額の調整計算に関する明細書	○	○	△	○

また、当該連結事業年度（連結子法人にあっては、連結親法人の当該連結事業年度）が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合に提出する書類等を整理すると、前表に掲げる個別帰属額の届出書及び別表三(二)～別表十七の二(三)付表二のほか、次表のとおりとなります。

別表番号等	別表の名称	復興特別法人税申告書	復興特別法人税申告書（連結確定申告書）の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
復興特別法人税申告書 別表1	各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書	○	×	×	×
個別帰属額の届出書 付表1	各連結事業年度の連結復興特別法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	×	○	○	○
復興特別法人税申告書 別表2	復興特別所得税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
復興特別法人税申告書 別表3	外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
復興特別法人税申告書 別表3付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○

(注) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表の用紙並びに復興特別法人税申告書別表の用紙は、国税庁のホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「税務手続の案内」コーナーに掲載しており、アウトプットして使用することができます。